

沖縄県における多重債務者問題の現状

An Analysis of Consumer Bankruptcy in Okinawa

山 本 研

目 次

- 1 はじめに
- 2 統計からみた全国および県内における多重債務者問題の状況
- 3 沖縄県内における多重債務者問題への対応
- 4 沖縄県における多重債務者像－破産申立者実態調査データの分析－
- 5 沖縄県における多重債務者問題の傾向と特徴
- 6 おわりに

1 はじめに

景気低迷が続く中、多重債務による自然人の自己破産が急増し大きな社会問題となっている。最高裁のまとめによると、平成10年中の申立件数は約10万3,800件に上り、3年連続で過去最悪を記録するとともに、12月には1ヶ月間だけで申立件数が1万2,000件を超えており、当面この増加傾向は続くものとみられる¹⁾。

沖縄県内においても、全国と同様に自己破産の件数が急増しており、多重債務者問題をめぐる状況は深刻化の一途をたどっている。本稿は、かかる状況下にある県内の多重債務者問題の現状を浮き彫りにすることを目的に、弁護士会・司法書士会をはじめとする県内各種団体の多重債務者問題に対する取り組みについて調査するとともに、統計資料や各種の実態調査

データの分析を試みるものである。これにあたり、沖縄県内において多重債務者問題に取り組まれている、宮崎政久弁護士（沖縄弁護士会消費者問題対策特別委員会副委員長、沖縄県専門消費生活相談員）、宮里徳男司法書士（沖縄県司法書士会市民法律相談センター所長、沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会事務局長）から各種資料を提供していただくとともに、実務家の視点からの貴重な助言を受けた。また、沖縄県司法書士会が行った自己破産申立者の実態調査データについて、同会の了承をいただき引用・転載させていただいた。

[注]

- 1) 破産申立件数については、沖縄タイムス平成11年2月17日〔朝刊〕18面の速報値による。

2 統計からみた全国および県内における多重債務者問題の状況

バブル経済崩壊後の長引く不況の下、大規模企業の倒産²⁾・金融機関の経営破綻が相次いで発生するのと歩調を合わせるように、自然人の破産申立件数も全国的に急増している。昭和50年代後半から60年にかけてのいわゆるサラ金破産³⁾の急増により第一次ピーク期⁴⁾を迎えた後は、自己破産件数は年間1万件前後で推移する小康状態⁵⁾にあったが、平成に入るとクレジットカードの普及に象徴される消費者信用の膨張を背景にカード破産が急増し⁶⁾、平成4年に4万件を突破して以降平成7年まで年間4万件台という高い水準で推移する状況にあった。さらに、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気の低迷により、賃金収入の減少（企業倒産・リストラなどによる離職、あるいは給与・手当カットによる減給）や資産価値の下落がローン負担の重い中高年層を直撃したことにより、若年層を中心とするカード破産に加え、中高年層の申立も増加の一途をたどり、申立件数は平成8年には5万6千件、9年には7万1千件と毎年過去最悪の件数を更新し、10年にはついに年間10万件を突破するに至っている。

以上のように全国的に多重債務者問題が深刻化する中、平成3年までは自己破産件数が年間百件にも達せず、全国でも「破産が少ない県」といわれていた沖縄県においても、平成4年以降は全国の伸び率を大きく上回って自己破産件数が急増し、多重債務者問題が大きな社会問題として顕在化するに至っている。単純に件数のみを比較すれば、平成9年中の県内の自己破産申立件数1,007件は、全国の7万1,299件に比べるとわずかなように思われるが、人口1万人あたりの件数に換算すると7.75件（全国で10位）となり、沖縄はもはや「破産が少ない県」どころか、「破産多発県」となっている。那覇地方裁判所本庁における新規受付件数は平成10年1月1日～6月30日の間で386件（前年同月間比146%）にのぼり⁷⁾、このままでは平成10年中の新規破産申立件数は1,400件台になると予想されている⁸⁾。また、貸金業関係の債務弁済調停件数（那覇地方裁判所管内全簡易裁判所新受件数）についてみると、平成8年中は4,922件であり、この件数は全国第4位⁹⁾にあたるとともに、人口1万人比に換算すると全国1位に達するものであった。さらに、平成9年中は7,847件（前年比159.4%）と前年より3千件近くも増加しており、沖縄県内における多重債務者問題の深刻化をうかがわせるものとなっている。

【図表1】 全国・沖縄県の自然人自己破産件数の推移

	全国の自己破産新受件数	県内自己破産新受件数	県内貸金業関係調停件数
平成元年	9,190件（前年比 98%）	35件（前年比112%）	112件（前年比104%）
平成2年	11,273件（前年比123%）	23件（前年比 66%）	208件（前年比186%）
平成3年	23,288件（前年比207%）	72件（前年比313%）	389件（前年比187%）
平成4年	43,144件（前年比185%）	303件（前年比421%）	829件（前年比213%）
平成5年	43,545件（前年比101%）	320件（前年比106%）	1,200件（前年比145%）
平成6年	40,385件（前年比 93%）	410件（前年比128%）	1,669件（前年比139%）
平成7年	43,414件（前年比108%）	485件（前年比118%）	2,672件（前年比160%）
平成8年	56,494件（前年比130%）	693件（前年比143%）	4,922件（前年比184%）
平成9年	71,299件（前年比126%）	1,007件（前年比145%）	7,847件（前年比159%）

最高裁判所事務総局編『司法統計年報－1 民事・行政編』（平成元年～9年）より作成

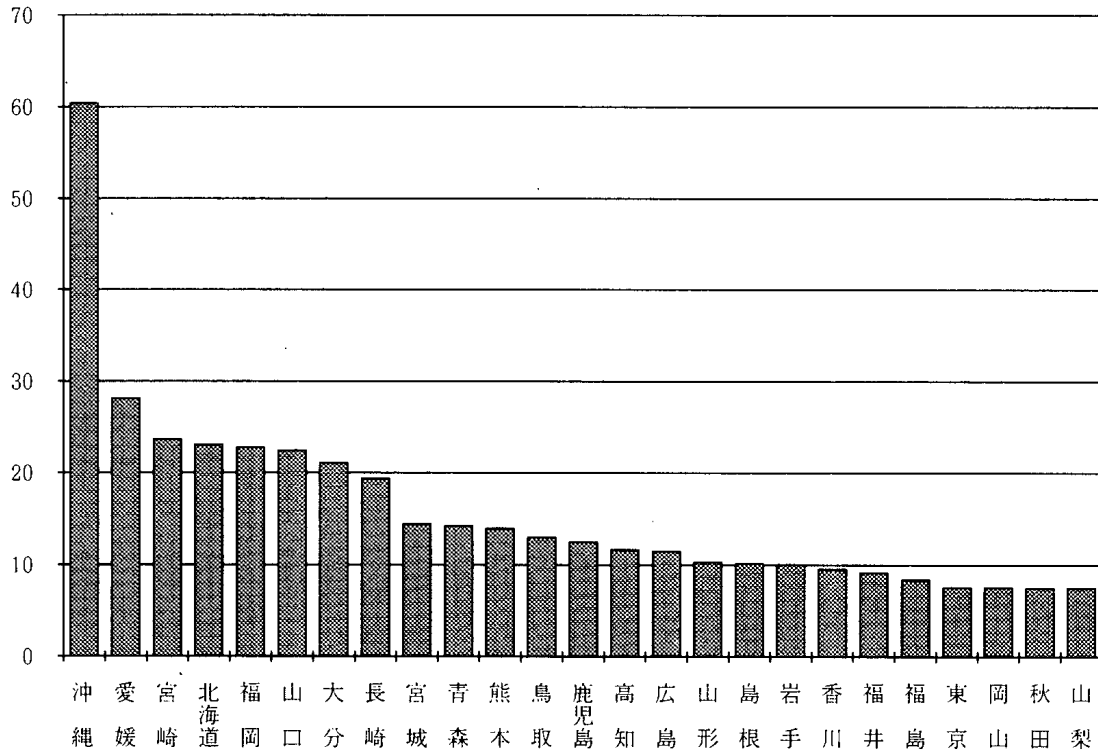
【図表 2】 都道府県別貸金業関係統計

都道府県名	人口(万人)	貸金業者登録数	1万人比貸金業者数	順位	内、日賦貸金業者数	順位	貸金業関係調停件数	順位	1万人比	順位
北海道	569	1,530	2.69	14	—	46	13,128	1	23.07	4
青森	151	285	1.89	26	15	21	2,149	18	14.23	10
岩手	143	234	1.64	29	10	25	1,436	23	10.04	18
宮城	233	441	1.89	25	23	16	3,364	9	14.44	9
秋田	121	129	1.07	45	5	31	906	34	7.49	24
山形	125	180	1.44	35	19	19	1,283	26	10.26	16
茨城	298	455	1.53	32	—	40	784	37	2.63	45
栃木	199	272	1.37	37	0	38	1,365	25	6.86	29
福島	214	299	1.40	36	5	32	1,783	20	8.33	21
埼玉	680	647	0.95	46	13	23	589	43	0.87	47
千葉	583	778	1.33	39	40	13	2,169	17	3.72	42
東京	1,162	6,207	5.34	2	—	43	8,765	3	7.54	22
神奈川	827	1,229	1.49	33	79	6	2,673	13	3.23	43
新潟	249	268	1.08	44	1	36	1,244	27	5.00	37
富山	113	164	1.45	34	17	20	805	36	7.12	26
石川	117	245	2.09	22	12	24	733	40	6.26	32
福井	83	166	2.00	23	7	30	758	39	9.13	20
山梨	88	205	2.33	16	1	37	657	41	7.47	25
長野	220	264	1.20	42	9	27	1,133	28	5.15	36
群馬	201	245	1.22	41	2	34	935	33	4.65	39
岐阜	211	251	1.19	43	8	28	1,027	29	4.87	38
静岡	375	596	1.59	30	21	17	2,113	19	5.63	34
愛知	684	898	1.31	40	—	39	4,492	6	6.57	30
三重	185	345	1.86	27	8	29	987	30	5.34	35
滋賀	131	228	1.74	28	—	42	522	46	3.98	41
京都	256	841	3.29	8	90	5	1,520	21	5.94	32
大阪	862	3,138	3.64	5	190	2	5,928	5	6.88	28
兵庫	547	1,180	2.16	18	131	3	1,414	24	2.59	46
奈良	144	370	2.57	15	—	44	584	44	4.06	40
和歌山	110	376	3.42	7	—	47	331	47	3.01	44
鳥取	62	84	1.35	38	10	26	808	35	13.03	12
島根	77	61	0.79	47	2	35	779	38	10.12	17
岡山	196	527	2.69	13	48	11	1,471	22	7.51	23
広島	288	546	1.90	24	42	12	3,301	10	11.46	15
山口	154	330	2.14	19	20	18	3,452	8	22.42	6
徳島	84	178	2.12	20	3	33	545	45	6.49	31
香川	103	160	1.55	31	13	22	982	31	9.53	19
愛媛	152	484	3.18	8	27	15	4,278	7	28.14	2
高知	82	380	4.63	3	64	10	954	32	11.63	14
福岡	494	2,024	4.10	4	—	45	11,242	2	22.76	5
佐賀	89	197	2.21	17	—	41	616	42	6.92	27
長崎	154	484	3.14	10	79	7	2,983	11	19.37	8
熊本	187	674	3.60	6	99	4	2,614	14	13.98	11
大分	124	335	2.70	12	74	8	2,611	15	21.06	7
宮崎	119	333	2.80	11	68	9	2,815	12	23.66	3
鹿児島	179	380	2.12	21	35	14	2,227	16	12.44	13
沖縄	130	1,035	7.96	1	285	1	7,847	4	60.36	1

※人口については住民基本台帳(平成10年3月末現在:宮崎県弁護士会調べ)、貸金業関係調停件数については平成9年度司法統計年報、貸金業者登録数・日賦貸金業者数については日本司法書士会連合会平成8年度調査(但し北海道、奈良、和歌山、福岡、佐賀については、クレサラ対策協議会平成6年度調査)による。

【図表 2 - 2】 都道府県別貸金業関係調停件数

（人口1万人比上位25県）



【注】

- 2) 帝国データバンクが公表した平成10年度（1月～12月）の企業倒産（負債額1,000万円以上）集計によれば、倒産件数は1万9,171件(前年比117.1%：2,806件増加)で、昭和59年（2万841件）に次ぐ戦後2番目の高水準を記録し、このうち不況型倒産は1万3,572件と過去最悪で、構成比は70.8%とはじめて7割を超えた。また、これらの中には上場会社の倒産も、①大同コンクリート工業（会社更生）、②三井埠頭（会社更生）、③浅川組（会社更生）、④大倉商事（破産）、⑤ロンシャン（会社更生）、⑥ヤハギ（破産）、⑦日本国土開発（会社更生）の7件含まれている。
- 3) 「サラ金」とは、昭和50年前後から登場したサラリーマン金融の略で、小口、短期、信用貸しの消費者金融であり、無審査、即決貸与の簡易さが受けて急速に成長したが、その取り立てが過酷で厳しかったことから、サラ金地獄として一躍社会問題となると共に、その救済措置として、破産制度が頻繁に利用されることとなった（齊藤秀夫＝麻上正信編『注解破産法〔改訂第2版〕』781頁〔増山宏〕（青林書院・平6））。昭和50年代前半の実態および問題状況につき、木村達也「サラリーマン金融の実態と問題点」ジュリ645号49頁参照。
- 4) 昭和50年代中盤から徐々に増加していたサラ金破産は、昭和58年に飛躍的に増加し申立件数も1万件を超え、ピーク時の昭和59年には22,116件に達した。

- 5) この時期のサラ金破産沈静化の要因としては、昭和58年末にいわゆるサラ金規制法（「貸金業の規制等に関する法律」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律改正法」）が施行されたこと、サラ金相互間での消費者信用情報交換の進展などがあげられる。
- 6) この間、わが国におけるクレジットカードの発行枚数は1億6千万枚を超え、そのため何枚ものカードを所持して返済能力を超えて借金を重ね、返済できなくなってしまうという多重債務者の自己破産が急増した。また、カード破産の特徴としては、若年層の浪費・射倖型が増え、無責任なカードの使いすぎを原因とするものが多いことがあげられる（『注解破産法』・前掲注(3)782頁 [増山宏]）。
- 7) 支部（沖縄支部・名護支部・平良支部・石垣支部）も合計すると、614件に達している。

【平成9・10年度(1月～6月)新規自己破産申立件数】

	平成10年(1月～6月)	平成9年(1月～6月)
那覇地裁本庁	386 件	264 件
沖 縄 支 部	196 件	141 件
名 護 支 部	27 件	—
平 良 支 部	1 件	—
石 垣 支 部	4 件	—
合 計	614 件	—

出典：遠藤清美「日本の貧困」『クレサラ白書 [1998年]』33頁

- 8) 沖縄県司法書士会の集計した速報値によれば、平成10年中の県内における自己破産申立件数は1,450件(法人含む)とのことである。
- 9) 平成8年度貸金業関係調停新受件数の上位は以下の通り。1位：福岡地裁管内10,914件、2位：札幌高裁（札幌地裁・函館地裁・旭川地裁・釧路地裁）管内10,202件、3位：東京地裁管内7,705件、4位：那覇地裁管内4,922件、5位：大阪地裁管内4,664件。数値は、最高裁判所事務総局編『司法統計年報(平成8年)－1民事・行政編』による。

3 沖縄県内における多重債務者問題への対応

このように沖縄県内においても多重債務者問題が深刻化の度合いを深める中、弁護士会や司法書士会、行政機関、被害者の会などが、多重債務者に対する相談および法的債務処理の支援に取り組んでいる。以下、各団体の取り組み状況について概観する。

(1) 沖縄弁護士会

弁護士会においては、会内の「消費者問題対策特別委員会」¹⁰⁾が中心と

なって多重債務者問題への対応にあたっている。具体的な活動内容としては、債務者自身が破産申立を行うに際し、申立関係書類（特に陳述書）の作成が最大の難点となっているとの認識のもと、現行法の範囲内で可能な限り定型化・簡略化し¹¹⁾、債務者自身による申立を容易にするとともに、併せて手続の迅速化をはかることを目的に、同委員会の委員が中心となって、那覇地方裁判所の裁判官らと非公式の研究会を開催しているとのことである。また、同委員会内においては各委員が扱った破産事件・債務弁済調停などの事例報告を行い、情報・知識の共有化をはかっている。他方、弁護士会全体としては、毎週1回、弁護士会館において無料法律相談を行い、その際に多重債務に関する相談および弁護士の紹介を行うとともに、各自治体からの要請に応じて自治体主催の相談会や講演に会員弁護士を派遣している。また、平成9年度には、倒産法改正に向けての取り組みの一環として、那覇地方裁判所における破産記録の実態調査も行っている。その他、平成10年11月7・8日に沖縄で開催された全国クレジット・サラ金被害者交流集会においては、弁護士会として県司法書士会とともにこれを後援するなどの活動も行っている¹²⁾。宮崎弁護士によれば、県内における多重債務者問題の厳しい現状に鑑み、今後弁護士会全体としても一層積極的な取り組みをしていく必要があると認識しているとのことである。

(2) 沖縄県司法書士会

県司法書士会は、県内において多重債務者問題が顕在化しはじめた平成5年前後から会全体としての本格的な取り組みを開始し、相談会や講演会の開催、マスコミを通じての意見表明やパンフレット発行による県民の啓蒙活動、破産申立者についての実態調査の実施、会員による研究会の開催など、現在に至るまで司法書士会活動の重点項目として継続的な取り組みをおこなっている。

相談活動としては、平成6年から「多重債務者相談会」を継続的に実施してきたが、さらに多重債務者問題の深刻化に対応して「沖縄県司法書士無料法律相談センター」を常設し、現在では週2回、17名の司法書士が交

代で相談に応じるとともに、地域相談員も配置するに至っている。また、会員の講師派遣制度を創設し、県内各地で多重債務者問題に関する講演会を開催し¹³⁾ 県民の啓蒙活動を行い、特に、平成10年度からは若年層への多重債務者問題の広がりを踏まえ県内の高校卒業予定者を対象とする講演会も実施している(平成10年度は県内12校で実施)。

こうした取り組みを一層進めるために、「全会員が破産手続や調停手続を受託できるように努力する」ことを目標として掲げ、会員向けに、同時廃止型の自己破産と債務弁済調停についての実務的な手引き書¹⁴⁾を作成するとともに、会員有志で自主的な研究会(「沖縄県司法書士自己破産研究会」¹⁵⁾)を発足させるなど、実務経験と情報の交流をはかっている。また、県内における多重債務者問題の現状を正確に把握することにより予防と救済策を講じていくために、県内において同会会員が扱った新規破産申立者の実態調査も行っている。同調査は、①調査対象が破産申立者全体の半数近くに及んでいること¹⁶⁾、②調査範囲が全県(含、離島)に及んでおり全県的な傾向を掌握できること、③調査にあたっては、債務者と直接面談して破産申立書を起案した会員が、債務者一人一人につきアンケート方式で回答する方法をとっていることから、全県的な破産申立者の実態をかなり正確に反映するデータになっていると評価できる。本稿においても、破産申立者の実態分析にあたっては、この県司法書士会による「破産申立者実態調査」データに基づき考察を進めていくことにする。

(3) 行政機関

多重債務者問題の深刻化に対応し、県(経営金融課)も文章勧告の実施など貸金業者への行政指導を強化している。平成7年までは、立入り検査時に口頭注意を行うにとどまっていたが、平成8年からは、貸付条件の提示を怠った業者や契約書・受取証書を交付しない業者を県庁に呼びだして厳重注意を行い、併せて文章勧告を実施しているとのことである¹⁷⁾。また、沖縄県消費生活センターにおいても、多重債務関係の相談に応じるとともに¹⁸⁾、司法書士会・被害者の会などへの紹介を行っている¹⁹⁾。

(4) 沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会（以下、「被害をなくす会」）

多重債務者が、サラ金問題について相談し、法的解決へのアドバイスを受けるための機関として、弁護士、司法書士、大学関係者、相談員、市民により平成8年12月に発足した会である。同会では定例勉強会を開催する（平成9年度は9回）とともに、会報（「沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会ニュース」）を発行し（平成11年2月現在で通算26号）、サラ金に関する法的な問題や会員の扱った事例、県内の整理屋等の悪質業者などについての情報提供を行なっている。多重債務者に対する電話相談・面接相談は常時行っており、平成9年からは専任相談員を配置し、現在では相談件数は月間100件近くに達している²⁰⁾。また、平成9年2月から2ヶ月間、計31回にわたり、地元新聞（沖縄タイムス）紙上に「返したいが・・・沖縄の自己破産」と題し、県内の多重債務者の現状について連載を行なうとともに、講演会を開催するなど²¹⁾、県民に対する啓蒙活動も積極的に行っている。

[注]

- 10) 既存の「サラ金問題対策特別委員会」と「模合（もあい）問題対策特別委員会」を統合し、昭和63年5月1日に設置。ただし、同委員会は消費者問題全般を対象とするものであり、多重債務者問題に特化した専門委員会ではないとのことである。
- 11) 宮崎弁護士によれば、少額訴訟手続用に裁判所に備え置かれている定型訴状のようなものに近づけることを想定しているとのことである。
- 12) 弁護士会と司法書士会の連携にあたっては、弁護士の職域と司法書士の職域との境界をめぐる問題、具体的には司法書士による負債整理手続が弁護士法72条の非弁護士の法律事務の取り扱い等の禁止規定に抵触するか否かという問題が存する。この問題が顕在化したものとして、徳島弁護士会が徳島県司法書士会に警告書を発した事例がある。その概略は、共同通信ニュース速報（平9年12月16日）によれば以下の通りである。「徳島弁護士会は十六日、徳島県司法書士会が開設している「クレジット・サラ金問題情報センター」は弁護士法などに違反する疑いが強いとして、同司法書士会にセンターの閉鎖を求める警告書を渡した。警告書によると、センターは今年八月に徳島市内に開設され司法書士が交代で多重債務者などの相談に応じている。相談自体は無料だが、相談をきっかけに報酬を得ており、弁護士以外が報酬を得る目的で法律事務を取り扱うことを禁じた弁護士法などに違反する可能性があるとしている。」

県内においては幸いにしてこのような問題は生じておらず、現時点では多重債務者問題に対する弁護士会と司法書士会の会全体としての連携は今回の被害者交流集会の後援にとどまり、継続的・総合的な協力体制は確立していないものの、個々の弁護士・司法書士のレベルでは情報交換が行われ、弁護士と司法書士が協力して被害者の会を結成するなどの

- 活動や、司法書士会が主催する研修会に弁護士会が講師を派遣するなどの協力が行われている。
- 13) 平成10年度は、全国クレジット・サラ金被害者交流集会に先立ち、県内5会場(宮古島・石垣島・那覇市・沖縄市・名護市)において多重債務者問題に関する「ミニ講演会と相談会」を実施。また、法の日(10月1日)には、県内14カ所で司法書士無料法律相談会を行っている。
 - 14) 沖縄県司法書士会編『自己破産と調停—手続の手引— [改訂版]』(平9)。
 - 15) 平成6年1月発足。平成10年4月現在の会員数は61名。
 - 16) 平成10年度の調査は、同年1月1日から6月30日までに同会会員が扱った新規破産申立者(295件)を対象としており、この間的那覇地方裁判所(含、支部)の自然人自己破産新受件数614件の48%にあたる
 - 17) 沖縄タイムス平成9年10月8日 [朝刊] 22面。九州で同勧告を行っているのは、他に鹿児島県だけとのことである。
 - 18) 消費生活センターに寄せられる相談件数自体、ここ数年急増しており、平成8年度の相談件数は3,968件で、前年度の2,913件に比べ1,055件(36.2%)の増となっている。また、相談内容としては消費者金融などからの融資に関連した多重債務や借金の整理屋などに関する相談の増加が著しく、平成8年度は前年比201%の相談件数となっている(数値は、『がじまる』253号1頁(沖縄県生活福祉部県民生活課・平9)、および、沖縄タイムス平成9年10月16日 [夕刊] 9面による)。
 - 19) 沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会の調べによれば、平成10年度に消費生活センターの紹介により同会を訪れた相談者は137人に達し、「友人・知人・親戚」の紹介(204人)に次ぐ人数となっている。
 - 20) 平成9年の相談件数は959件。平成10年は1,127件(うち、面接数は691件)。
 - 21) 平成9年は16回開催。内訳は、一般対象が6回、行政関連が5回、高校生を対象とするものが5回となっている。

4 沖縄県における多重債務者像 —破産申立者実態調査データの分析—

本章では、先に紹介した沖縄県司法書士会による「破産申立者実態調査」データに基づき、調査項目ごとに個別的分析を行うことにより、県内の多重債務者像を具体的にとらえるとともに、その特徴と問題点についての考察を試みることにする²²⁾。なお、調査データの引用にあたっては、直接の分析対象とする平成10年度調査については実数(調査対象者数295名)とパーセンテージを示し、平成7年～9年度の調査データについては、パーセンテージのみ示すものとする(なお、同調査データより作成した図表については出典の記載を省略する)。また、平成10年度の調査データについ

ては、同会の了承を得て本稿末尾に一括して掲載した。あわせて参照されたい。

(1) 年齢層

【図表 3】年代別申立件数の推移

	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成10年	
20代	14%	17%	19.2%	60名	20.4%
30代	28%	25%	31.3%	81名	27.6%
40代	25%	27%	21.4%	75名	25.5%
50代	15%	21%	17.9%	42名	14.3%
60代	15%	10%	8.9%	32名	10.9%
70代以上	2%	0%	1.3%	4名	1.4%

まず、20代（60名：20.4%）と30代（81名：27.6%）の合計が破産申立者全体の48%（141名）にのぼり、若年層の割合が大きいことが注目される。特に、20代については平成7年度調査以降増え続けており、この世代における多重債務問題の広がりが深刻になっていることが指摘できよう。また、過半数の者が最初の借り入れから7年以上の期間を経て破産申立に至っていることに鑑みると（図表19参照）、破産者として今回の調査データに現れてきた若者の背後には、さらに多くの多重債務者予備軍が存在するものと推測される。

これら若年層増加の原因の一つとしては、無人契約機の普及やマスメディアを使った大量広告により、若年層を中心に借金に対する抵抗感が薄れさせられていることがあげられる。高校生を対象とする講演会の講師も務められている宮里司法書士も、「いつでもどこでも簡単に金が借りられるという雰囲気が若年層に着実に広がっている」と指摘する。また、これに加えて沖縄県内においては、若年層の失業問題も増加傾向に追い打ちをかけているものとみられる。県内の失業率についてみると、15-19歳が25.0%（全国10.6%）、20-24歳が15.9%（全国7.1%）、25-29歳が11.4%（全国5.6%）と、若年層の失業率が全国、および他の世代と比べても特になっ

【図表4】年齢別・男女別完全失業率（全国・沖縄）

			総数		15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～54歳		55～64歳		65歳以上	
			全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄	全国	沖縄
完全失業率 (年平均)	男女計	平成8年	3.4	6.5	9.0	27.3	6.1	15.7	4.6	8.7	3.3	6.5	2.4	5.7	2.0	4.0	4.5	3.9	1.5	0.0
		9年	3.4	6.0	9.0	27.3	6.2	11.9	4.9	9.3	3.3	6.0	2.6	4.1	2.1	3.9	4.4	3.9	1.5	0.0
		10年	4.1	7.7	10.6	25.0	7.1	15.9	5.6	11.4	4.0	7.4	3.2	7.1	2.6	4.8	5.4	5.3	2.1	0.0
	男	平成8年	3.4	6.8	10.3	33.3	6.1	18.4	4.0	7.7	2.5	5.3	2.1	4.7	2.0	5.0	5.6	4.2	2.1	0.0
		9年	3.4	6.1	10.3	33.3	6.2	11.1	3.9	9.3	2.7	5.0	2.1	4.5	2.1	4.9	5.5	4.2	2.0	0.0
		10年	4.2	7.8	12.0	33.3	7.3	16.2	4.9	11.4	3.1	4.9	2.8	7.0	2.6	5.6	6.8	6.4	2.6	0.0
	女	平成8年	3.3	6.0	9.1	20.0	6.2	12.9	5.5	10.0	4.6	4.2	3.0	3.7	2.1	2.6	2.4	0.0	0.6	0.0
		9年	3.4	5.7	7.6	20.0	6.1	12.9	6.3	9.4	4.4	7.4	2.9	3.4	2.0	2.4	2.3	0.0	0.6	0.0
		10年	4.0	7.7	9.1	33.3	6.9	15.6	6.7	11.8	5.6	11.1	3.7	7.4	2.5	3.6	3.0	3.6	0.6	0.0

※総務庁統計局・統計センターHP内「労働調査」(<http://www.stat.go.jp/054a.htm>) および、沖縄県庁HP内「統計情報」(<http://www.pref.okinawa.jp/98/toukeika/>) より作成

【図表5】年齢別婚姻割合（沖縄・全国）

(平成8年の初婚者)

	沖 縄		全 国	
	夫	妻	夫	妻
19歳以下	3.9%	7.6%	1.4%	2.9%
20～24歳	27.7%	35.2%	21.4%	34.9%
25～29歳	36.4%	38.5%	46.2%	47.5%
30～34歳	18.3%	12.6%	21.3%	11.3%
35～39歳	8.5%	4.1%	6.7%	2.4%
40～44歳	3.8%	1.2%	2.1%	0.6%
45～49歳	1.1%	0.5%	0.8%	0.3%
50歳以上	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%

注：結婚年齢は結婚生活に入ったときの年齢

※沖縄県環境保健部『衛生統計年報（人口動態編）—平成8年』より作成

ており、このような失業問題も若年層における多重債務者増加の大きな要因と考えられる（図表4参照）。また、県内においては生活基盤のない若年結婚が多く（図表5参照）、10代で母親になる率が3.5%（全国平均1.3%）と全国1位であることから（図表6参照）、資金的余裕のない時期に

における出産や育児のために借入れを行わざるを得ない状況もかいま見られる。

他方、生活が安定期に入った60代以上の年齢層においても、破産者が全体の1割以上いることは注目される。

(2) 性別

全般的傾向としては、男性108名（36.6%）に対し、女性187名（63.4%）と女性の占める割合が高く、特に20代においては男性18名に対し、女性42名と同世代男性の倍以上になっている。また、女性の中でも20代が占める割合は高く、女性全体の22%を占めており、若年女性の多い点の一つの特徴といえる。

まず、女性が多数を占める要因としては、借金の原因として「生活費補填」をあげる者

【図表6】母親の年齢別出生構成割合（沖縄・全国）

（平成8年）

	沖 縄	全 国
19歳以下	3.5%	1.3%
20～24歳	18.9%	15.8%
25～29歳	33.6%	41.8%
30～34歳	28.1%	31.3%
35～39歳	13.2%	8.8%
40～44歳	2.7%	1.0%
45歳以上	0.1%	0.0%

※沖縄県環境保健部

【衛生統計年報（人口動態編）－平成8年】より作成

【図表7】破産申立者男女構成比

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
男性	34%	24%	30.4%	108名	36.6%
女性	66%	76%	69.6%	187名	63.4%

【図表8】破産申立者男女年代別構成比率

		平成9年	平成10年	
男 性	20代	20.6%	18名	16.7%
	30代	30.9%	35名	32.4%
	40代	22.1%	31名	28.7%
	50代	17.6%	12名	11.1%
	60代	7.4%	10名	9.3%
	70代	1.5%	2名	1.9%
女 性	20代	18.6%	42名	22.5%
	30代	31.4%	46名	24.6%
	40代	21.2%	44名	23.5%
	50代	17.9%	30名	16.0%
	60代	9.6%	23名	12.3%
	70代	1.3%	2名	1.1%

が82%にのぼることからみて(図表20参照)、生活費を管理する女性が借金に手を出しやすい傾向を指摘できる。特に、一人あたり県民所得が220万円弱(一人あたり国民所得312万円の70%：図表26参照)と全国最下位の本県においては、不況の影響による家計支持者の収入減もあいまって、この傾向は一層顕著なものと推測される。また、本県においては離婚率が人口千人あたり2.33件(全国平均1.66件)と高く、そのため母子家庭率も5.16%(全国平均1.89%)と全国1位になっており²³⁾、母親だけの収入の家庭が多いことも女性の占める割合が高くなる傾向に拍車をかけているとみられる。

つぎに、若年女性が多い背景としては、無人契約機の増加、タレントを動員した若年層(特に若い女性)をターゲットにした貸金業者の宣伝・広告(レディースキャッシングなど)により、抵抗感なく借り入れを行う状況が生み出されていることが指摘できよう。また、「被害をなくす会」は、20代の女性が多い原因として、結婚を前提として交際中の男性のため、または同棲中の生活費を賄うために、女性が借り入れを行うケースが多いことを指摘する²⁴⁾。

ただし、従来に比べ男性の占める割合が増加傾向にあり、特に社会の中堅層である40代の割合が昨年度調査に比べて急増していること(平成9年：15人、全体の6.6%→平成10年：31人、全体の10.5%)は注目される。その要因としては、長引く不況による倒産・リストラ、あるいは、給与削減などの影響が指摘できよう。

(3) 地域

全体的にみれば、依然として都市部(那覇市)が136名(46.1%)と圧倒的であるが、割合的には低下しており、離島地域においても破産申立がなされるなど全県各地に多重債務者問題が広がりつつある傾向が読みとれる。その要因としては、貸金業者の営業店舗の全県的な展開、無人契約機の設置、電話で借り入れ可能なテレホンキャッシングの普及の影響が大きいと考えられる。

【図表9】破産申立者の居住地域

居住地域	平成9年	平成10年		居住地域	平成9年	平成10年	
那覇市	53.8%	136名	46.1%	糸満市	1.3%	12名	4.1%
浦添市	11.2%	38名	12.9%	石垣市	1.8%	4名	1.4%
宜野湾市	3.1%	18名	6.1%	国頭郡	0%	2名	0.7%
名護市	4.0%	4名	1.4%	中頭郡	5.4%	17名	5.8%
具志川市	0.9%	4名	1.4%	島尻郡	15.7%	41名	13.9%
石川市	0.9%	1名	0.3%	その他	0.9%	1名	0.3%
沖縄市	0.9%	17名	5.8%				

(4) 破産者の収入・生活・健康状況

【図表10】破産申立時の収入

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
0円	38%	51%	36.2%	99名	33.6%
5万円まで	4%	2%	7.1%	25名	8.5%
10万円まで	21%	23%	28.6%	71名	24.1%
15万円まで	14%	17%	11.2%	56名	19.0%
20万円まで	17%	5%	11.2%	23名	7.8%
20万円以上	6%	2%	2.7%	16名	5.4%
不明	—	—	3.1%	5名	1.7%

※破産申立者の月平均収入額7.7万円（平成10年度調査）

※破産申立者を含む家族の月平均収入額18万円（平成10年度調査）

【図表11】公的扶助受給者

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
児童扶養手当	9.1%	25%	21%	30名	10.1%
生活保護	5.7%	9%	8.5%	17名	5.7%

【図表12】破産者及び家族の健康状況

	平成8年	平成9年	平成10年	
本人が病気	22%	24%	87名	29.5%
家族が病気	20%	21%	49名	16.6%

まず、破産申立時の収入についてみると、毎年「なし」と回答する者が最も多く、今年度も99名(33.6%)に達している。また、月間平均収入についてみても7.7万円²⁵⁾であり、10万円以下の所得者が過半数(66.1%)を占めていることから、低所得層の破綻が目立つという傾向が指摘できよう。さらに、生活保護所帯と児童扶養手当受給世帯が合計で破産申立者全体の16%に達し、病人世帯(本人あるいは家族が病気)にいたっては全体の約半数(46.1%)に及んでおり、不況の影響が経済的破綻に直結する社会的弱者の割合が非常に大きくなってきていることを示している。

(5) 職業

【図表13】破産申立前後の職業

職 業	平成7年	平成8年	平成9年		平成10年	
			破産前	破産申立時	破産前	破産申立時
会社員・店員	37%	23%	47.8%	28.1%	33.4%	21.3%
公務員	—	—	3.6%	1.8%	0%	0%
自営業	7%	13%	11.2%	2.7%	16.7%	5.4%
パート・バイト	12%	11%	8.9%	6.7%	8.9%	9.5%
作業員・運転手等	—	—	9.4%	10.3%	12.3%	9.1%
水商売勤務	10%	9%	8.0%	5.4%	6.8%	3.7%
無職・主婦	31%	44%	8.0%	44.2%	14.3%	44.4%
その他	3%	—	3.1%	0.9%	8.1%	6.4%

※平成9年・10年の「破産前」は、破産申立6ヶ月前の職業

まず、破産申立6ヶ月前の職業についてみると、ほとんどの職種に及んでいるが、公務員が皆無である点が注目される。これは、公務員に多重債務者がいないわけではなく、ただ債務の処理方法として、破産手続ではなく債務弁済調停を選択しているものと推測される。公務員が多重債務の調整方法として調停を選択する理由としては、①安定した継続収入があるため調停が成立しやすいこと、および、②職場における体面を重視し、債務者自身が「破産者」となることだけは避けようとする、が考えられる。

ただし、今年度の調査では公務員はいなかったが、平成9年度の調査では8名（3.6%）おり、また、宮崎弁護士が扱った事例でも調停が不可能な程度まで負債額が膨らんでいたため、破産手続を行った事例も存在するとのことである。なお、同事例では債務者は破産申立前に本人の希望により公務員を退職し、退職金により債務を一部弁済した上で、破産申立を行ったとのことである。

また、平成9年度調査と比較すると、自営業（平成9年：11.2%→平成10年：16.7%）および、無職・主婦（平成9年：8.0%→平成10年：14.3%）の増加がみられる。これについては、長引く不況の影響により、経済的弱者である小規模自営業者および無職者・主婦の経済的破綻が一気に顕在化したものと考えられる。

つぎに、破産申立時の職業についてみると、申立6ヶ月前と比べ無職者が急増しており（42名：14.3%→131名：44.4%）、破産申立前6ヶ月間の離職者数は単純計算で89名（有職者の35.1%）に達している。先にあげた公務員の例のように、退職金を債務の弁済に充てるための離職も含まれているものとみられるが、離職により経済的基盤を失うことになるため、たとえ免責を得たとしても、完全失業率が全国平均の2倍近い県内の厳しい雇用環境下においては再就職も困難であり、再び多重債務に陥る可能性が大きいものと危惧される。

（6）借入先

まず、借入先件数についてみると、6～10件から借入を行っている者が最も多く（124名：41.9%）、6～15件が全体の71%を占めており、これについてはいずれの年も同様の傾向がみられる。また、今年度の平均は一人あたり11.5件からの借入となっている。しかし、21件以上から借入を行っている者が30名（10%）、31件以上も9名（3%）おり、借り入れ目的を「借金返済のため」としている者が82%いることから（図表20参照）、返済のために借金をするいわゆる「自転車操業」的な状況に陥っている債務者が大半であることがみてとれる。

【図表14】 借入先件数

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
1～5件	7%	6%	7.1%	33名	11.1%
6～10件	40%	30%	42.0%	124名	41.9%
11～15件	34%	33%	28.6%	86名	29.1%
16～20件	14%	13%	11.6%	23名	7.8%
21～25件	2%	—	3.6%	14名	4.7%
21件以上	—	18%	—	—	—
26～30件	—	—	2.7%	6名	2.0%
26件以上	3%	—	—	—	—
31件以上	—	—	4.5%	9名	3.0%
不明	—	—	—	1名	0.3%

※平均11.5件 (平成10年度調査)

またその反面として、貸金業規制法13条が「顧客又は保証人となろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない」としていることから、貸し手責任 (不十分な信用調査・過剰融資) の問題も指摘されよう。

つぎに、借入先の内訳についてみると、トップは消費者金融業者 (サラ金) で、一人あたりの平均利用業者数は7.2社、平均借入金額は258万円となっている。消費者金融業者については、破産者全体の97.6%が利用しており、破産申立に至る過程でほぼ全員が消費者金融からの借り入れを行っていることが示されている。

また、年利109.5%という高利の日賦貸金業者 (日掛け業者) についても53名が利用しており、破産者全体の17.9%にあたる。宮崎弁護士によれ

【図表15】 借入先内訳 (複数回答)

	平成10年	
銀行	117名	39.7%
サラ金	288名	97.6%
クレジット	93名	31.5%
日掛け	53名	17.9%
個人	89名	30.1%
その他	49名	16.6%

ば、出資法の特例として規定されている日賦貸金業者の業務方法を逸脱し、小規模自営業者だけでなく、主婦や無職者に対しても高利の貸付を行う事例は多々あるとのことである。平成7年の実態調査によれば、日賦貸金業者から借入を行っている債務者を職業別にみると、本来その貸付対象とされている自営業者は12%しかおらず、それ以外に会社員・主婦・無職者に対しても貸付が行われている実態が明らかにされている。

【図表16】 借入件数および借入額
[借入先別・平均値]

	借入先件数	借入額平均
銀行	2.2件	393万円
サラ金	7.2件	258万円
クレジット	2.4件	97万円
日掛け	7.8件	269万円
個人	3.2件	398万円
その他	2.4件	360万円

※借入件数については [借入先各業者総数/借入人数] により、借入額平均については [業者別借入総額/借入人数] により算出

銀行から借り入れを行っている者は117名であり、全体の40%近くに達している。平均借入金額は393万円と、消費者金融業者、日賦貸金業者を上回るが、一人あたりの平均利用件数は2.2行と、消費者金融業者の7.2件、日賦貸金業者の7.8件と比べてかなり少なくなっている。これは、銀行の場合、与信管理が消費者金融業者・日賦貸金業者より厳しく、すでに他行・他業者から借り入れを行っている場合、重ねて融資を受けることが困難なため、一人あたり2行程度の借り入れにとどまっているものと考えられる。また、持ち家比率が低いことから（図表17参照）、担保を必要とする銀行からの借り入れ自体が困難なため、必然的に担保を必要としない消費者金融業者や日賦貸金業者から借りざるを得ないとの指摘もある²⁶⁾。

【図表17】 破産申立者の居住状況

	平成8年	平成9年	平成10年	
持家（家族持家含）	13%	10.9%	52名	17.6%
賃貸	87%	82.4%	243名	82.4%
その他	—	6.8%	—	—

(7) 負債額および破産申立までの期間

① 負債額

【図表18】破産申立時の負債額

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
100万円未満	1%	0%	0.9%	2名	0.7%
200万円未満	10%	11%	5.8%	26名	8.8%
300万円未満	16%	15%	23.7%	85名	28.8%
400万円以下	—	—	—	53名	18.0%
500万円未満	30%	35%	31.7%	29名	9.8%
800万円未満	22%	16%	14.3%	49名	16.6%
1,000万円未満	3%	5%	5.8%	8名	2.7%
1,500万円未満	6%	7%	—	—	—
1,500万円以上	11%	11%	—	—	—
2,000万円未満	—	—	7.6%	18名	6.1%
2,000万円以上	—	—	10.3%	23名	7.8%
不明	—	—	—	2名	0.7%
平均負債額	718万円	730万円	787万円	702.5万円	

※平成10年度調査のみ、負債区分は「未満」ではなく「以下」

破産申立時の負債額についてみると、200万円～400万円で破綻している債務者が、全体の半数近く（46.8%）であるが、1,000万円以上の者も41名（13.9%）おり、平均負債額は702万円余りとなっている。平均負債額は若干減少傾向に転じたが、破産宣告時の平均負債額が全国では400万円台である²⁷⁾ことに比べると依然としてかなり高い数値となっており、負債額が相当膨らんだ段階に至ってはじめて破産申立をする傾向が読みとれる。この要因としては、実質的に破綻状態にある債務者に対してもなお貸付を行う業者の存在（過当競争による過剰融資）、および、破綻状態に陥っても法的手続を選択せず、近親者等による援助（代位弁済・保証・名義貸し）により切り抜けようとする県民性が指摘できる。

② 破産申立までの期間

【図表19】 最初の借入から破産申立に至るまでの期間

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年		
3年未満	6%	8%	12.5%	3年以下	57名	19.3%
5年未満	23%	5%	16.5%	5年以下	40名	13.6%
7年未満	19%	14%	11.2%	7年以下	62名	21.0%
10年未満	19%	34%	18.8%	10年以下	71名	24.1%
10年以上	16%	33%	—	—	—	—
20年未満	—	—	32.1%	15年以下	39名	13.2%
20年以上	—	—	2.7%	16年以上	22名	7.5%
不明	17%	6%	6.3%	不明	4名	1.4%

最初の借入から破産申立までの期間についてみると、3年以内で破産に至った者も20%弱（57名）いるが、5年以上とする者が66%（194名）を占め、最初の借り入れから破産に至るまで比較的長い期間かかっているといえる。借入目的を「借金返済」とする者が82%いることとあわせて考えると、返済のための借金を繰り返すことにより雪だるま式に多重債務に陥り、最終的に破綻に至る状況がうかがえる。

(8) 借り入れ目的

【図表20】 借金の理由（複数回答）

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
借金返済	45%	7%	88%	242名	82%
生活費補填	71%	81%	86%	243名	82%
住宅ローン	—	—	7%	19名	6%
保証人・名義貸し	25%	49%	38%	64名	22%
事業資金	28%	22%	28%	76名	26%
遊興費	6%	0%	3%	8名	3%
消費財購入	3%	12%	21%	71名	24%

借入目的については、「生活費補填」(243名:82%)と「借金返済」(242名:82%)がほぼ同数で抜きんでている。特に、「借金返済」については、平成9年以降急増している点が注目される。以下、個別項目ごとに分析していく。

①「借金返済」(242名:82%)

上述したように、借金返済のために借入れを行っている者が全体の82%に及んでいることは、破産申立までの期間が長期に及んでいることとあわせてみると、自転車操業の末に破綻する現状を如実に表すものといえる。自転車操業の態様としては、一人あたり借入先件数(図表16参照)とあわせてみると、銀行やクレジット会社などは比較的与信管理が厳しく、多重の借入れが困難なため(銀行:一人あたり2.2行、クレジット会社:一人あたり2.4社)、その返済に滞ると消費者金融業者から借入れを行い(一人あたり7.2社)、返済に追われるとともに借入総額が増大し消費者金融業者からの借入れも困難になった末に、より高利の日賦貸金業者からの借入れ(一人あたり平均7.8社)を行い、最終的に返済に行き詰まり、破産申立てに至る傾向が読みとれる。

このような、自転車操業による借入れを助長する要因として、宮里司法書士は「これを支えるのが人口比全国1位の県下の貸金業者数であり、借りれるところが多いために最初の借入れから破産に至る年月も長くなり、借金総額も多額になる」と指摘する。

②「生活費補填」(243名:82%)

破産者において女性が占める割合が高いこと(図表7参照)と関連し、生活費を管理する女性はその補填のために借金をする傾向が読みとれる。また、平成10年に九州弁護士会連合会が、九州・沖縄8県で消費者金融などの多重債務に陥った人を対象に行ったアンケート調査²⁸⁾によると、九州全体では「生活費不足」を理由に借金を始めた債務者は42.2%となっており、県内の数値がこの2倍近い82%に達していることは、注目される。県内の失業率の高さ(全国1位)、所得水準の低さ(全国最下位)といった要因が、生活費補填のために借入を行わざるを得ない状況を生みだしている

ものと考えられる。

③「住宅ローン」（19名：5％）

全国的に、住宅ローンの返済に苦しむ債務者が急増しており、ローンを払えず自宅を売却したり、自己破産に至るケースも多いことから、多重債務者急増の大きな要因として注目されている。特に近時の問題としては、返済当初5年間の返済額を軽減できる住宅金融公庫の「ゆとり償還」制度の問題が指摘されている。

「ゆとり償還」は若年層や自己資金の少ない人でもマイホームを購入しやすくすることにより住宅投資を促進する経済対策の一環として、平成5年に従前の「ステップローン」を拡充して設けられた制度である。住宅ローン返済期間に元利均等返済で償還すべき返済額を、最初の5年間だけ75年返済とみなし、その間の返済負担を軽減し、残額は所定の期間で返すため、返済額が当初5年間は軽減されるものの、その後は逆に増えることになる²⁹⁾。このゆとり償還制度を制度拡充直後の平成5年・6年度に利用した約70万人が、返済額の大幅アップする6年目を平成10年－11年に迎えるため、今後さらに深刻な事態が予想される³⁰⁾。

また、住宅ローンをめぐっては、ゆとり償還以外でも、返済に行き詰まるケースが増加しており、公庫融資保証協会による代位弁済件数についてみると、平成8年度には前年度比14％増の9,644件と過去最高にのぼっている。

他方、沖縄県においては、借金の理由として「住宅ローン」をあげる者は、19名（6％）にとどまり、現時点ではまだ住宅ローンをめぐる問題は顕在化していないといえる。また、今回の調査においても、賃貸住宅居住者が243名（82.4％）を占め、持ち家居住者は52名（17.6％）にとどまっていることからみて（図表17参照）、むしろ住宅ローンを組むこともできない経済的弱者から破綻が始まっていると考えられる。ただし、今後の状況はなお注目して見守る必要があるだろう。

④「保証人・名義貸し」（64名：22％）

平成9年度の調査より若干減少傾向にあるが、依然として破産者の四分

の一近くが借金の原因にあげている（平成9年：38%→平成10年：22%）。家族に破産者・調停中の者がいる割合は27.1%（80名）であることからみて（図表21参照），本調査において借金の原因として「保証人・名義貸し」をあげた者の多くが，家族の保証人となったり名義を貸すことにより，自らも多重債務に陥り，破産に至ったものと考えられる。

全国的にも，地方になればなるほど社会の構成単位が小さくなり，地縁・血縁の結びつきが強くなる傾向があるが，沖縄においても

【図表21】 家族の破産・調停の有無

	平成8年	平成9年	平成10年	
有り	38%	25.0%	80名	27.1%
無し	62%	75.0%	215名	72.9%

地縁・血縁を媒介とした密接な人的結びつきがみられる。こうした土壌の下で培われた「ユイマール³¹⁾（相互扶助）精神」に基づき，さほど抵抗感もなく連帯保証や名義貸しが行われているものと推測される³²⁾。

宮崎弁護士によれば，県内における多重債務処理の実務においてもいわゆる保証かぶりや名義貸しを要素として含むケースは非常に多く，むしろそれがない方が稀であるとのことである。また，家族・親族間のみならず，零細自営業者同士が互いに連帯保証人になる例も多く，一人の破産をきっかけに連鎖的に多重債務に陥ることも多々あり，このように，ユイマール精神による助け合いの輪の中で相互に連帯保証や名義貸しが行われている場合，その中の一人が破綻すると，連鎖的に周囲の者をも多重債務に巻き込み共倒れとなる危険性が高いことも，問題点として指摘できよう。

他方，貸金業者側の過剰融資の問題としては，十分な与信調査が行われず，返済能力の見込めない者でも保証人になったり，名義貸しをできる現状が指摘される。具体例としては，アルバイト中の子供が親の多額な事業資金借り入れの保証人とされた例や，若い女性が交際者から事業資金用にサラ金からの借り入れの名義人にされた例などが報告されている。このような過剰貸付の背後には，人口1万人比全国一位の貸金業者が密集する県内において，貸金業者間の貸付競争が激化しているという状況が存在する。

⑤「事業資金」（76名：26%）

破産者の四分の一が、借金の理由として「事業資金」をあげている。破産申立6ヶ月前の職業として自営業をあげる者は49名しかいないのに対し（図表13参照）、事業資金として借入れを行った者がこれを上回る76名いるということからみて、家族や近親者の事業資金借入れを手伝った結果、多重債務に陥ったケースがかなり含まれているものと推測される。上記④の例も、いずれも親や交際者の事業資金借入れのために保証や名義貸しをした事例である。

また、「被害をなくす会」によると、平成9年までは建築関連、ブティック、スナック、喫茶店などの経営不振による相談が多かったが、最近は日々の生活に直接つながる雑貨店、鮮魚店などの相談が目立ってきているとのことである³³⁾。

⑥「遊興費」（8名：3%）

借金の理由として「遊興費」をあげた者は、8名（3%）と少数にとどまっている。しかし、このことから単純に沖縄においてはギャンブル等を理由として多重債務に陥る事例は少ないとの結論を導き出すことはできないであろう。もちろん、沖縄県内においては競輪・競馬などのいわゆる公営ギャンブルの券売所が存在しないことも、遊興費を理由とする割合が低いことの一つの要因としてはあげられようが、むしろ、ギャンブル等を理由として過大な債務を負担するに至った場合、免責不許可事由に該当すると認定される可能性があるため、債務者としては破産手続よりも債務弁済調停を選択することが大きな要因となっ

【図表22】 多重債務に陥った原因

（平成10年度「被害をなくす会」調べ）

項 目	平成10年	
生活費	139名	21.3%
保証人・名義貸し	138名	21.1%
事業資金	105名	16.1%
ギャンブル	47名	7.2%
病気・入院	31名	4.7%
車・オートバイ	25名	3.8%
遊興・飲食	26名	4.0%
買い物・レジャー	22名	3.4%
営業	8名	1.2%
その他	112名	17.2%

※調査対象：「被害をなくす会」相談者653名

ているのではないだろうか。このことは、被害をなくす会の相談段階においては、「ギャンブル」が「生活費」,「保証人・名義貸し」,「事業資金」に次いで、借り入れを行った原因の第4位としてあげられていることから裏付けられよう(図表22参照)。

なお、宮崎弁護士によれば、直接手がけた事例および見聞した範囲では、破産法375条第1項の「浪費又ハ賭博其ノ他ノ射倖行為ヲ為シ因テ著ク財産ヲ減少シ又ハ過大ノ債務ヲ負担スルコト」に該当するものとして免責不許可決定(破産法366条ノ9第1項)がなされた事例は皆無であるが、ギャンブル(ゲーム機賭博など)が債務を負担する大きな要因であった事例において、一部弁済を条件とする裁量免責がなされたケースは複数存在し、また、一部弁済による裁量免責が得られそうもない状況となれば、免責申立自体を取り下げることありうるとのことである。

(9) 破産者の生活状況の変化

破産前後の生活状況の変化をみると、離婚や別居といった家庭生活の破綻を経験した者は、離婚が36名(12%)、別居が26名(9%)の計62名(21%)にのほり、多重債務に陥ることが、経済生活の破綻のみならず家庭生活の破綻にも結びつくことを示している。

【図表23】破産前後の生活状況の変化(複数回答)

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
離婚	20%	10%	20%	36件	12%
別居	15%	2%	5%	26件	9%
退職	36%	20%	21%	115件	39%
出稼ぎ	—	—	6%	14件	5%
転居	28%	23%	—	—	—
その他	—	—	2%	2件	0.7%

【図表24】離職理由

	平成10年	
退職	79件	59.4%
倒産	43件	32.3%
解雇	11件	8.3%

※調査対象：平成10年度破産前後の離職者133名

また、破産前後での離職経験者133名に対する離職理由調査によれば、倒産による者が43名（32.3%）、解雇による者が11名（8.3%）の合計54名（離職者の40.6%）であり、不況による倒産やリストラが自己破産急増の大きな要因となっていることを示している。それ以外の79名は、自己都合による退職であるが、後述するように職場等における不当な取り立てが散見され、それによって退職せざるを得ない状況に追い込まれた者も多く含まれているとみられる。

(10) 貸金業者の取り立て状況

【図表25】 貸金業者の取り立て状況（複数回答）

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
自宅への取り立て	—	99%	86%	269件	91.1%
職場への取り立て	77%	25%	50%	114件	38.6%
家族等への取り立て	22%	17%	39%	137件	46.4%
違法取り立て	43%	21%	15%	20件	6.8%
裁判	—	—	13%	36件	12.2%
強制執行	—	—	4%	6件	2.0%

① 自宅への取り立て

自宅への取り立てを受けた者は269名（91.1%）に及び、複数の貸金業者から多重に借入れをしているのが通常のため（一人あたり平均11.5社）、返済を滞った場合、各社が十日に一回ずつ取り立てを行ったと想定しても、債務者の自宅には連日のように貸金業者が取り立てに訪れることになる（実際には、電話等も含めてもっと頻繁に催促・取り立てが行われているとのことである）。破産前後の生活の変化として離婚・別居をあげる者が62名（21%）にのぼることに照らすと（図表23参照）、これらの取り立て行為が家庭生活の破壊に繋がるケースも多いものと推測される。

② 職場への取り立て

114名（38.6%）の債務者が職場への取り立ても受けており、これが解雇あるいは、退職せざるを得ない状況に追い込まれることにつながってい

る事例も多いとの指摘がある³⁴⁾。

③ 家族に対する取り立て

137名(46.6%)が家族に対する取り立てを受けており、このことも離婚・別居等の家庭生活の崩壊の要因としてあげられよう。また、先に指摘した「保証人・名義貸し」の問題とも関連し、破産者の債務弁済のために家族が保証人になったり名義を貸した結果、多重債務に巻き込まれてしまう事例も多いと考えられる。このことから、家族の中に多重債務に陥った者がいる場合、その問題は本人のみならず家族全体に蔓延し、家庭生活の破綻につながる危険が大きいといえる。

④ 不当・違法取り立て

貸金業者の取り立て状況について、違法取り立てをあげるものが20件(6.8%)ある。沖縄県司法書士会の調べによると、平成8年度の沖縄県商工労働部経営金融課への苦情申立て件数は333件に達し、うち、違法取り立てを理由とするものは132件(39.6%)である。これは、調査対象となった31都道府県中、苦情総数で第3位(第1位:宮城県933件、第2位:東京都343件)、違法取り立てに関する苦情件数では第1位(第2位:大阪府104件、第3位:千葉県87件)となっている。また、宮里司法書士によれば、自営業者に対する取り立て方法として、店の入り口に貸金業者の社名入りの車を横付けにし客が入ることができないようにしたり、客の面前で返済を迫るなど、信用毀損・営業妨害に近い取り立てが行われているとのことである。このような金融業者の不当な取り立て行為により、信用が失墜し、手形取引が困難になり、資金繰りに行き詰まり破産に至る事例も多いとみられる。これら自営業者に対する取り立て例や、本来弁済責任を負っていない家族に対する取り立てなどをみると、不当ないし違法な取り立てが恒常的に行われていることが窺われる。

さらに、宮里司法書士によれば、県内においても整理屋・買い取り屋³⁵⁾・紹介屋などの悪質業者の存在が確認されているとのことである。現時点での対応としては、個々の事件で浮かび上がってきた業者に対し、事件を担当する弁護士、司法書士が個別的に警告書を送り、悪質な場合には詐欺罪

による刑事告発を行うなどの対応を行っているとのことである。宮里司法書士は、今後、個々の担当者による個別的な対応にとどまらず、司法書士会全体としてもこの問題に取り組んでいく必要があるとの見解を示されている。

[注]

- 22) 県司法書士会による分析結果は、各調査年度ごとに同会発行の冊子（平成7年度調査：『沖縄における多重債務者の実態』、平成8年度調査：『96年、自己破産申立者100人に聞きました』、平成9年度調査：『緊急報告非常事態宣言!! 沖縄の自己破産』、平成10年度調査：『平成10年前半沖縄の自己破産 -このままでは全国一の破産多発県に！-』）にまとめられている。また、これ以外にも、同会の調査結果を分析したものとして、遠藤清美「日本の貧困～沖縄におけるサラ金被害の実態と問題点～」『クレサラ白書 [1998年度版]』31頁（クレサラ白書編集委員会・平10）がある。本稿の分析においても、この両者から示唆を得た点が多い。
- 23) 離婚率については、沖縄県環境保健部『衛生統計年報（人口動態編）[平成8年度版]』67頁、母子家庭率については、吉濱洋子「解決への道は必ずある－被害をなくす会の歩み－」『だいじょうぶよ借金なんて解決できる』101頁、115頁（沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会・平10）による。
- 24) 吉濱・前掲注(23)113頁。また、遠藤・前掲注(22)36頁も、「若い女性が夫や恋人などへの名義貸しを行い、多重債務に陥るケースもあり、若い女性の名義貸しが数値を引き上げる要素ともなっている」と指摘する。
- 25) 遠藤・前掲注(22)41頁の試算によれば、[30代、女性、一人暮らし、何らかの傷病あり]という条件で生活保護の最低生活費を算出すると、72,990円～94,990円+ α （医療扶助基準）であり、破産申立者の月間平均収入は、最低生活保障水準をも下回ることになる。
- 26) 遠藤・前掲注(22)49頁。
- 27) 遠藤・前掲注(22)42頁。
- 28) 平成10年4月～7月にかけて、多重債務について弁護士に相談したことがある九州・沖縄の1,100人を対象に実施した調査（回答は488人）。なお、同調査結果については、九州弁護士会＝宮崎県弁護士会編『第51回九州弁護士会連合会定期大会 シンポジウムへの特別報告』にまとめられている。
- 29) 住宅金融公庫の示す標準例（融資額約2,900万円、返済25年、金利約4%）によると、当初5年間の支払額は月10万8千円、六年目からは1.5倍以上の月17万6千円となる。
- 30) 平成5年度と6年度に申込を行ったゆとり償還利用者の場合は、当初5年間の返済額を75年返済で計算しているため（平成7年度以降は50年返済で計算するよう見直し）、返済当初の支払額は他の年度に比べてより軽減されたが、6年目以降は現行制度による場合よりも大幅な返済額の上昇率となる。一方、不況の影響によりこの間の所得の伸びは低水準に止まっていることから、特に平成5年度・6年度の利用者の住宅ローン滞納・破綻が危惧される状況にある。このため建設省と大蔵省では、平成5年度と6年度のゆとり償還利用者については、返済額の増加率を緩和する救済措置として、10年を限度に償還期間の

延長を認めることとした(平成9年12月20日発表)。しかしながら、返済期間を延長すれば金利負担が大きくなって返済総額も増加することになるため、今回の救済措置によってもゆとり償還制度をめぐる危機的状況は完全に解消されたものとはいえ、今後の影響が不安視される状況にあることには変わりがない。

- 31) 「ユイマール」とは、もともとは血縁・地縁で結ばれた数戸の農家同士で行われる貸金の支払いを伴わない労働交換の慣行を意味し、沖縄ではサトウキビの刈取り、精糖、田植え、刈取り作業を中心に耕起作業、家、墓の普請などにおいて行われた(『沖縄大百科事典(下巻)』768頁(沖縄タイムス社・昭58)参照)。現在では、より一般的に助け合い・相互扶助の意味でも用いられる。
- 32) 遠藤・前掲注(22)50頁は、特に日賦貸金業者等にユイマールの心を利用され、連帯保証人にされているケースが目立ち、法的処置を伴わない「安易な援助」が二次的にサラ金被害を広げる結果となっていると指摘する。
- 33) 吉濱・前掲注(23)116頁。
- 34) 沖縄県司法書士会『平成10年前半 沖縄の自己破産』・前掲注(22)18頁参照。
- 35) 特に、買い取り屋については県内においてもその横行が目につき、地元日刊紙においても「クレジットカードのショッピング残枠、現金化します」等の広告が日常的に掲載されている。また、新聞広告との関係でいえば、県内有力2紙は多重債務者問題を頻繁に取り上げその深刻化に警鐘を鳴らすとともに、県民に対する啓蒙活動にも大きな役割を果たしている面では高く評価されるが、その反面、消費者金融業者や日賦貸金業者はもちろんのこと、買い取り屋とみられる業者の広告まで日常的に掲載していることについて、割り切れない思いを抱くのは筆者だけであろうか。

5 沖縄県における多重債務者問題の傾向と特徴

以上の検討を踏まえ、沖縄県における多重債務者問題、およびそれを取り巻く状況について考察すると、以下のような傾向および特徴が読みとれる。

(1) 一般的傾向

まず、一般的傾向としては、全国と同様に長引く不況の影響が色濃く表れ、「浪費型」よりも「不況型」の多重債務者が増加していることがあげられる。男性の破産者が増加し(平成9年:30.4%→平成10年:36.6%)、その中でも社会の中堅層にあたる30代~50代が72%を占めていること、破産前後の離職者133名中、倒産・解雇を理由とする者が41%に達していることなどからみても、中小企業の倒産や営業不振、それに伴う解雇などに

より、家計の柱である中高年者の収入が激減し、結果として多重債務に陥り破綻するケースが増加しているといえる。また、自営業者の破産も増加しており（平成9年：11.2%→平成10年：16.7%）、特に小規模自営業者の場合、家族や親戚、従業員を連帯保証人にして複数の金融業者から事業資金の借入れを行っているケースが多いことから、資金繰りに行き詰まり連帯保証人も巻き込んで破産申立をする事例も急増している。

「不況型」の多重債務者が増加している点は全国的な傾向でもあるが、特に沖縄県は中小零細企業が多く、失業率の高さ（全国1位）、所得水準の低さ（全国最下位）が示すように元々経済基盤の弱い地域であることから、景気低迷の影響は一層深刻であり、多重債務者急増の主たる要因と考えられる。

(2) 沖縄県における多重債務者問題の特徴

つぎに、沖縄における特徴的な点としては、以下の諸点があげられる。

① 女性の占める割合が高く、特に若年女性の増加が顕著

これについて、直接の要因としては、生活費を管理する女性の方が借金に手を出しやすいこと、貸金業者の営業が若年女性をターゲットにしていること等が指摘できるが、その背景には、若年女性の高い失業率・若年結婚の多さ・全国1位の離婚率と母子家庭率といった沖縄特有の社会構造が存在するといえる。

② 生活苦型の多重債務者が多い

所得水準の低さがもたらす生活苦型の多重債務者が多いことも特徴の一つとしてあげられる。平成8年度の沖縄県の一人あたり県民所得は、全国最下位の219万8千円（全国平均312万1千円・全国平均の70.4%）と元々所得水準が低いところに（図表26参照）、全国平均の2倍近い失業率、そして近時の長引く不況が追い打ちをかけ、生活費補填のための借入（借入理由の82%）をきっかけに多重債務に陥る傾向が顕著である。

宮崎弁護士も、多重債務が形成されていく原因については、不況による倒産・リストラにより家計支持者が収入を失うケースや、個人事業主の資

【図表26】 沖縄県民所得と国民所得

		平成6年度	平成7年度	平成8年度
沖縄県	一人当たり県民所得 (千円)	2,136	2,152	2,198
国	一人当たり国民所得 (千円)	2,991	3,033	3,121
	一人当たり県民所得格差 (国:100)	71.4%	71.0%	70.4%

※沖縄県庁HP内「県民所得統計」(<http://www.pref.okinawa.jp/98/toukeika/accounts/1996>)

より作成

金調達にあたり連帯保証しその事業が不況により頓挫した結果、保証債務を負担するに至るなど、本土の各県と同様の傾向はあるが、実務感覚としては所得水準の低さから来る生活苦的なものが県内においては特に多いとされる。また、その背景には全国一生活基盤が弱い社会であるにもかかわらず貸金業者の数は多く、これら貸金業者から借りた人の大半が利率を知らないなど認識不足の面もあり、消費者教育や貸金業者に対する適切な法規制の実現など複合的な予防と救済が必要との指摘もある。

③ 最初の借入から破綻に至るまでの期間が長い

先にも指摘したように、長期にわたり借金返済のための借入を繰り返す(自転車操業)、雪だるま式に多重債務に陥り、破綻に至る傾向が顕著である。このような自転車操業を可能とするのが、後述するように全国一の密集度で貸付競争を展開する貸金業者の存在であり、また、沖縄の美風といわれる「ユイマール」の精神が裏目に出た結果ともいえる。法的手続による債務整理が必要な程度まで負債状況が悪化しても、周囲の誤った援助(連帯保証・名義貸しなど)により決定的な破綻に至らず、長期にわたり借り入れと弁済を繰り返す、結果的に負債総額を増加させるとともに、周囲の者まで多重債務に巻き込んでしまうケースが多いことが目に付く。

④ 住宅ローン破綻問題が顕在化していない

全国的には、不況による離職、給与・賞与・手当のカットが住宅ローンを抱える中高年層を直撃し、月々の支払は何とかしのいでも、ボーナス払いが捻出できずサラ金等から借り入れをおこない破綻に結びつくという問

題が指摘され、中高年層の申立件数増加の大きな要因として取り沙汰されている。また、平成10年度以降、住宅金融公庫の「ゆとり償還」制度の返済額の低い当初5年期間を過ぎ、返済額が一挙に上昇する6年目を迎えることから、住宅ローン破綻問題の深刻化が危惧される状況にある。

これに対し、沖縄県内においては、現時点では住宅ローン問題は多重債務者急増の決定的要因とはなっておらず、宮里司法書士の指摘によれば、住宅ローンが破綻の要因となるケースとしては、比較的収入の低い20代・30代の若年層が夫婦共働きを前提として住宅ローンを組み、その後、出産や一方の病気などにより、ローン返済の前提としていた共働きができなくなり、ボーナス払いや「ゆとり償還」による返済額上昇など以前の問題として、月々の弁済に行き詰まる事例、すなわち最初から資金計画上無理があり、不況がそれに追い打ちをかける要素として作用している事例が多いとのことである。

この点、全国的には住宅ローン問題が中高年層の破綻との関係で注目されているのとは若干趣を異にする。しかし、「ゆとり償還」制度は平成10年度に返済額上昇期を迎えたばかりであり、現時点においてはまだその影響が調査・統計上に表れてきていないのはむしろ当然といえ、今後は県内においてもその動向を注視する必要がある。

⑤ 貸金業者の密集と過当競争

平成8年の日本司法書士会連合会調査資料によると、沖縄県の県知事登録貸金業者数は1,035件、人口1万人あたり7.96件と、2位東京都の5.34件を大きく引き離して全国1位の密集度となっている（図表2参照）。これに加えて、大蔵省登録業者である県外消費者金融業者も沖縄での営業活動を積極的に展開しており、大手7社（三洋信販・武富士・アコム・レイク・プロミス・アイフル・アイク）に限ってみても、平成9年1月には合計73店舗だったのが、同年9月には84店舗、平成10年1月には92店舗と、1年間で19店舗も増えており、また、無人契約機もこの間29台増加（平成9年1月：73台→平成10年1月：102台）し³⁶⁾、全県下に営業網を展開して営業活動を行っている。沖縄県内においては、これらの過剰な県内貸金業者・

県外大手消費者金融会社が激しい営業競争（貸付競争）を展開しており、多重債務者問題を深刻化させる要因の一つとなっているのである³⁷⁾。

これほどまで多くの貸金業者が沖縄県内に集中する理由として、宮崎弁護士は、①地縁・血縁などの人的関係が密なため、借り入れを行った債務者自身が返済できなくなっても、周囲の人間が連帯保証したり親戚ぐるみで手助けして返済しようとする県民性があり、延滞率は高くとも回収率も高い（貸し倒れリスクが少ない）こと、②県内においては日常的に模合（もあい）が行われていることから、特に小規模事業者においては借金に対する抵抗感が少なく、金利等に十分留意しないでルーズに借り入れを行う傾向があることをあげ、貸金業者の側からみると営業条件が整っていることを指摘する。また、宮里司法書士は、県外大手消費者金融業者の進出理由として、上記の理由に加え、すでに地元の日賦貸金業者が多数存在しているため、負債額が膨らみ県外大手消費者金融業者からの借り入れができなくなっても、与信審査の緩い地元の業者から借り入れが可能であり、それによって貸付金の回収が可能である点をあげる。また、地元の日賦貸金業者が多数存在する点についても、営業条件が整っていることが主たる理由であるとするが、低迷する県内の雇用状況・経済状況との関係で事業経営や就業が困難であるのに対し、日賦貸金業についてはある程度の資金さえあれば容易に開業できることもその要因の一つとして指摘する。

⑥ 債務弁済調停の利用が非常に多い

県内における多重債務者問題の特徴として、債務の法的処理手段として、破産手続を選択する件数も増加しているが、それを上回る勢いで債務弁済調停を利用するケースが増加していることがあげられる。先に述べたように、債務弁済調停件数は、平成9年度には7,847件に達しており、他の都道府県と比較しても単純件数で4位、人口1万人比に引き直すと60.36件で、2位の愛媛県の28.14件を遙かに上回り、1位となっている。自己破産件数が1万人比で7.75件（全国10位）であることからみても、債務弁済調停が異常とも思われるほど頻繁に利用されていることがわかる³⁸⁾。

なぜ債務弁済調停がこれほどまで頻繁に利用されるのか、その原因は現

時点では明らかではないが、保証人がいる事例が多いため、破産手続を選択し免責を受けたとしても保証人に追求がおよぶことから、破産ではなく調停を選択することがその要因の一つではないかと推測される。

⑦ 模合（もあい）³⁹⁾の影響

最後に、頼母子講や無尽講類似の講契約の一種で、現在も沖縄県内において盛んに行われている「模合」の影響について触れておく。これについて、宮崎弁護士・宮里司法書士によれば、模合が経済的破綻の直接の要因となる事例はさほど多くないが、すでに多重債務状態に陥り破綻も時間の問題であるような者が、貸金業者に対する一時的な弁済資金を得るために模合をおこない、結果的に負債額を膨れ上がらせてしまうといった事例はしばしば存在するとのことである⁴⁰⁾。このことから、模合は破綻に至る決定的要因ではないにせよ、債務を肥大化させるファクターとして多重債務者問題にも一定の影響を与えているものと考えられる。また、このような模合は、多重債務に陥っている者を助けてやる目的で行われるため（県司法書士会は、このような「誤った助け合い精神」こそが、多重債務を膨れ上がらせるものであり問題であると指摘する）、赤の他人と行うわけではなく、近親者や親しい友人などの間で行われるのが通常であるため、結果的に多重債務者が破綻してしまった場合、これらの身近な人々にも被害を与え、最悪の場合には多重債務に巻き込んでしまうことになる。また、このような場合、たとえ法的手続により債務の整理を行ったとしても、その後の経済的更生に不可欠である周囲の援助を得ることが困難になるとの問題もある。

(3) 沖縄県における破産申立件数急増の原因

以上の検討を踏まえ、沖縄県において全国を上回る勢いで破産申立件数が急増している原因について考察すると、まず、主たる要因としては、全国的な傾向と同様に長引く経済不況の影響があげられる。特に、経済生活基盤の脆弱な沖縄においては、その影響が直接的かつ深刻であり、全国を上回る増加率につながっているものとみられる。現在のところ、不況の影

響が生活を直撃する低所得層・社会的弱者から破綻が顕在化しているが、今後もこのような経済状況が続くと、さらに中間層への広がりも危惧される状況にある。

また、貸金業者の過剰融資、および無人契約機の普及も、多重債務者問題の深刻化にともなう破産申立件数の急増に拍車をかけていると考えられる。人口比に換算すると全国1位の貸金業者が密集する沖縄県内においては、貸金業者間の競争が激しく、貸し付けの際に借り手の信用調査を十分に行わず、その債務状況を把握しないまま過剰に貸し付けることがままあり、収入のない主婦や無職者、未成年、生活保護受給者への貸付も恒常的に行われている。また、無人契約機や電話だけで融資が受けられるテレフォンキャッシングの普及が安易な借入れを助長している面もある。金利についても十分認識せず、安易に借入れを行う債務者の側の問題も否定できないが、安易な信用供与や過剰融資といった貸し手の側の問題も多重債務者問題を深刻化させる大きな要因としてあげられよう。

しかし、別の側面からみれば、破産や債務弁済調停などの法的債務処理の件数が急増した要因として、弁護士会・司法書士会・行政機関・被害者の会などの救済する側の対応の充実をあげることができよう。多重債務をめぐる問題は最近突然現れてきたものではなく、法的救済を必要とする事例は従来から潜在的には多数存在しており、ただそれをすくい上げる側の体勢が質的にも人員的にも十分に整っていなかったため、その多くが任意整理等により解決されて、統計的には破産手続や債務弁済調停などの法的債務整理の件数が低く抑えられていたという面もあろう。それが、近時の司法書士会をはじめとする救済する側の対応の充実—相談会や講演会の開催、マスコミを通じての県民への啓蒙活動等—により拾い上げられるようになったことが、破産申立件数および債務弁済調停件数の急増に結びついているとみることもできる。もちろん、破産申立件数急増の主たる要因は、長引く経済不況の影響に求めるべきであろうが、全国をはるかに上回る県内の伸び率の背後には、救済する側の対応の充実という要因も存在することは見逃すことができないものとする。

[注]

- 36) 宮里徳男「分かりますか？サラ金問題と解決法」『だいじょうぶよ 借金なんて解決できる』55頁，64頁（沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会・平10）。
- 37) 日賦貸金業者数，貸金業店舗数と多重債務者問題との相関関係について指摘するものとして，花城梨枝子「基調報告－平成大不況下の市民生活－」『クレサラ白書 [1998年度版]』9頁，19頁（クレサラ白書編集委員会・平10）参照。
- 38) 多重債務の法的処理方法として破産か調停かを選択するにあたっては，債務者が支払不能の状態であるか否か，および，どの法的処置をとることが最も債務者の経済的更生のために有効かを総合的に判断して決することになるが，実務上の一応の選択基準として，①利息制限法で計算した残元金と損害金を三年程度で弁済できる場合，②債権者数が多い場合（5社前後が一つの基準となる），③債務者が比較的収入が多く，仕事も安定している場合（公務員など），④債務者が不動産などの財産を所有している場合，⑤親族等の援助でまとまった返済金が準備できる場合，⑥債務者に免責不許可事由が存する場合，については調停を選択するケースが多いとのことである（『自己破産と調停』・前掲注（14）78-79頁）。
- 39) 「模合（もあい）」とは，沖縄県内において行われている頼母子講や無尽講の一種で，小は親睦を兼ねたものから大は大型機器購入，事業資金調達など金融目的のものまで様々な形態のものがある。戦後，金融機関の整備が遅れたこともあって，全県的な広がりを見せ，現在も相互扶助的な金融として盛んに行われており，親族，友人同士では一般に1口5,000円から3万円程度のものが多いが，企業の資金調達や利殖の目的で組織される模合には1口100万から200万円クラスの大口のものもあり，ときには債務不履行から模合崩れとなり，社会問題となることもある（『沖縄大百科事典（下巻）』・前掲注（31）658頁参照）。
- 模合の法的性質については，判例に現れた限りでは，無尽講，頼母子講の講契約における法律関係と基本的には同一に解されている。その詳細については，「模合をめぐる諸問題<シンポジウム>」『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題（下）[昭和61年版]』473頁（昭62）参照。また，宮崎弁護士によれば，県内においては中規模の小売店や製造業が事業資金調達のために下請け関連業者に模合を組織させることは日常的であり，これらの会社の破産手続においては売掛金債権等のみならず，模合による拠出金が破産債権として届け出られることもしばしばあるとのことである。
- (40) 遠藤・前掲注（22）50頁によれば，模合をおこせば担保なしでまとまった資金が集まるため，零細事業主などが100万円単位の事業資金を模合で調達しているケースも多く，模合が崩れた場合，資金の回収ができず，その穴埋めに消費者金融業者などから借り入れを行い，多重債務に陥るケースも少なくないとのことである。

6 おわりに

以上みてきたように，長引く不況が国民経済全体に深刻な影をおとすなか，沖縄県内においても破産申立件数および債務弁済調停件数が急増し，多重債務者問題は深刻化の一途をたどっている。本稿においても繰り返し

述べてきたように、その主たる要因は、全国的な傾向と同様に経済不況にあるが、所得水準の低さや失業率の高さに象徴される脆弱な経済基盤、全国一の密集度で県内に乱立する貸金業者といった沖縄県特有の要因が拍車をかける形で問題を一層深刻化させているといえる。

多重債務者問題が根本的には不況という国民経済全体の問題に起因するものである以上、その本質的な解決には、景気の回復、県内経済の活性化、それに伴う県内の雇用促進や所得向上という、マクロのレベルでの経済全体の立て直しが不可欠である。そのためには、金融システム安定化や民間産業活性化のための国や地方公共団体による政策的手当とともに、社会保障の整備、市町村などによる低利の公的融資システムの整備・確立などが必要とされよう⁴¹⁾。

しかし、現実にはそれらの手当を待つ間もなく、多重債務に陥り救済を求める債務者の数は日々増加し続けている。これら直近の多重債務者問題を緩和し、予防するための具体的な取り組みとしては、①弁護士・司法書士・行政・民間団体等の個々の努力ではもはや対応しきれない状態になっていることから、今後、各機関や団体相互の連携を一層強化し、情報や実務経験の共有、人材の交流を進めることにより実務的対応の更なる充実をはかること、②貸金業者間の貸付競争に基づく過剰融資が県内における多重債務者問題深刻化の大きな要因となっていることから、過剰融資や多大な広告に対する規制を含め、行政による貸金業者に対する監督を強化するとともに、十分な与信調査に基づく貸し付けを実施するよう、貸金業界自身にも融資基準の厳格化を求めていくこと、③若年層における安易な借入による多重債務問題の広がりに対し、債務整理の法的手法や金利、保証等に関する法的知識につき、早い段階での消費者教育を徹底していくこと、などが要請される。いずれも司法書士会をはじめとする県内各団体が既に取り組みを開始しているものであるが、多重債務者問題をめぐる厳しい現状に鑑みると、今後その取り組みを一層強化し、押し進めていくことが必要とされていると考える。

[注]

- 41) 花城・前掲注(37)22頁は、社会保障の整備、および貧困層に対する緊急な費用の低利融資制度確立の必要性とともに、これらの支援を必要とする層への情報提供の重要性を指摘する。

※本稿において、沖縄県司法書士会よりご提供いただいた調査データおよび、多忙な中長時間にわたるインタビューに応じていただいた宮崎政久弁護士・宮里徳男司法書士のご意見を十分に活かすことができたかはころもとない。もとより筆者の力量不足に起因するものであるが、本稿が沖縄県における多重債務者問題の現状の一端でも示す資料的意義を有することになれば、幸いである。末筆ながら、ご協力いただいた沖縄弁護士会・沖縄県司法書士会・宮崎政久氏・宮里徳男氏にお礼申し上げます。

(平成11年2月28日稿)

—資料—

緊急調査報告

平成10年 沖縄の自己破産

=平成10年前半 新規自己破産申立者の調査=

1998年9月

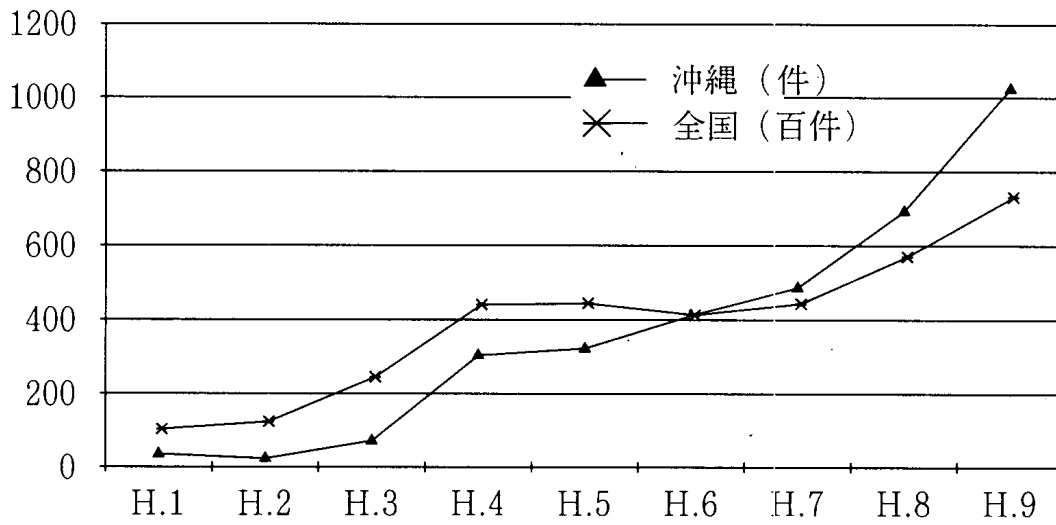
沖縄県司法書士会

多重債務者相談実行委員会

調査方法等

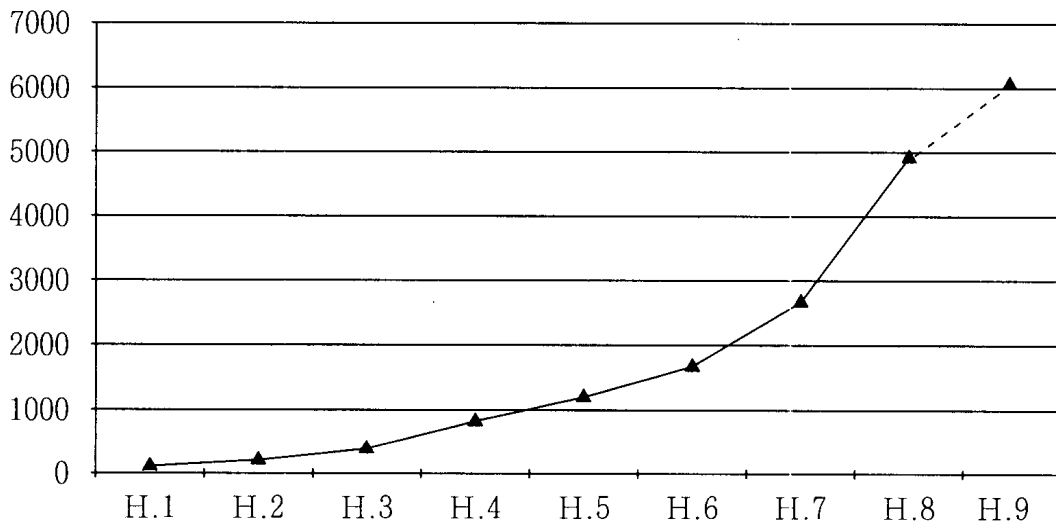
- ① 本年1月1日から6月30日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計295件）を対象にした調査結果である。
- ② 同件数は、6月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者614件の48%（約半分）に当たる調査である。当会の調査件数としても、これまでの最多件数である。
- ③ 調査に協力した会員は全県に及んでいるので、ほぼ全県的な傾向を掌握できる調査となっている。
- ④ 会員に、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めた。

自己破産申立件数



	沖縄	前年比	全国	前年比
H. 1	35	112%	9433	98%
H. 2	23	65%	11480	122%
H. 3	72	313%	23491	204%
H. 4	303	420%	43144	183%
H. 5	322	106%	43545	101%
H. 6	411	127%	40385	92%
H. 7	486	118%	43414	107%
H. 8	693	145%	56494	130%
H. 9	1025	148%	72199	128%

貸金業関係調停事件



	沖縄	前年比	沖縄	前年比	
H. 1	112		H. 5	1200	145%
H. 2	208	186%	H. 6	1669	139%
H. 3	389	187%	H. 7	2672	160%
H. 4	829	213%	H. 8	4922	184%
			H. 9		

表 1

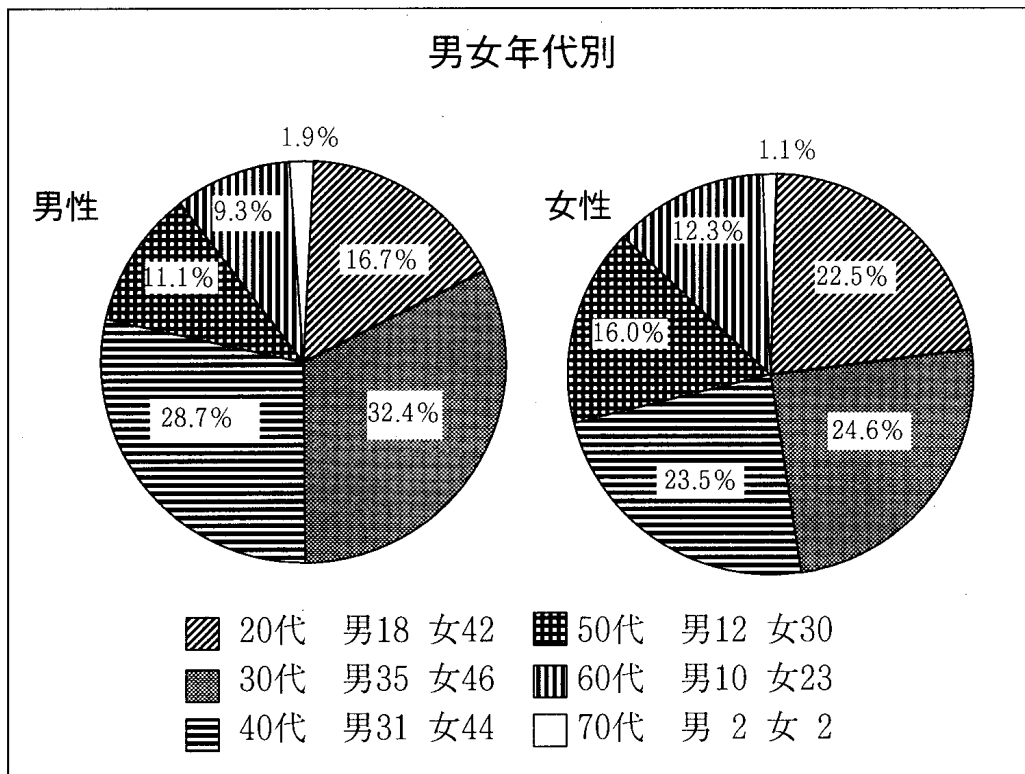


表 2

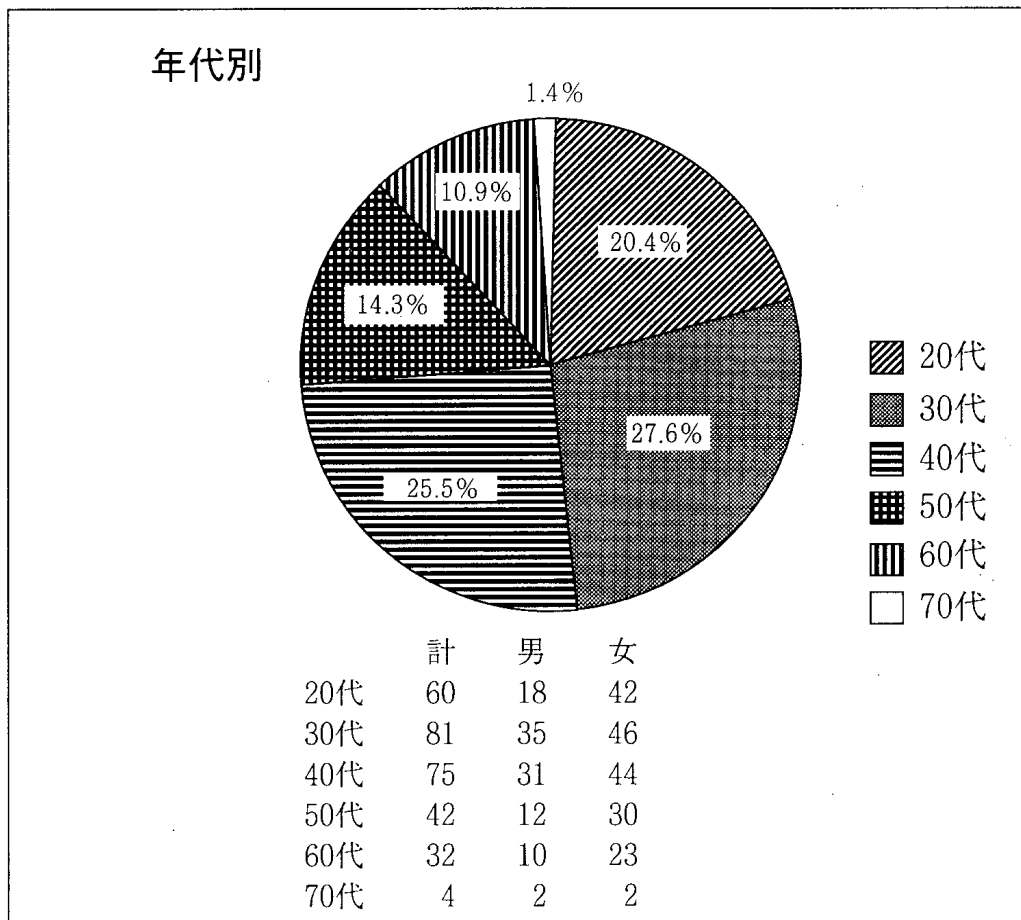
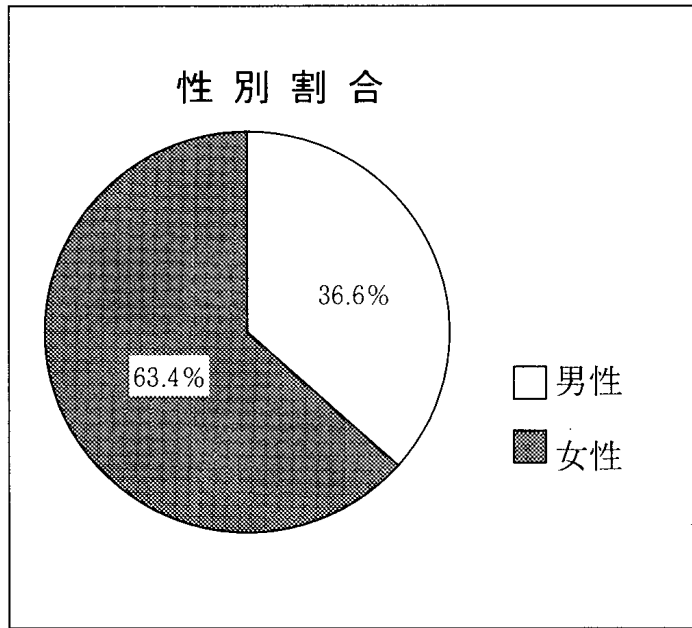


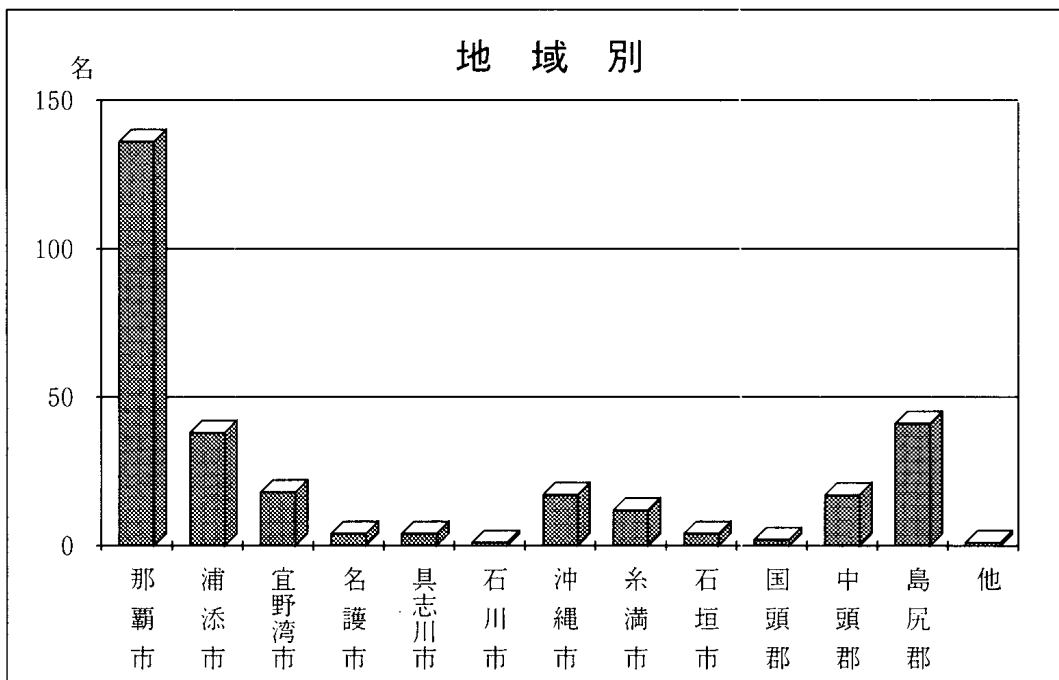
表 3



男性 108名

女性 187名

表 4



那覇市 136名 (46.1%)

浦添市 38名 (12.9%)

宜野湾市 18名 (6.1%)

名護市 4名 (1.4%)

具志川市 4名 (1.4%)

石川市 1名 (0.3%)

沖縄市 17名 (5.8%)

糸満市 12名 (4.1%)

石垣市 4名 (1.4%)

国頭郡 2名 (0.7%)

中頭郡 17名 (5.8%)

島尻郡 41名 (13.9%)

その他 1名 (0.3%)

表 5

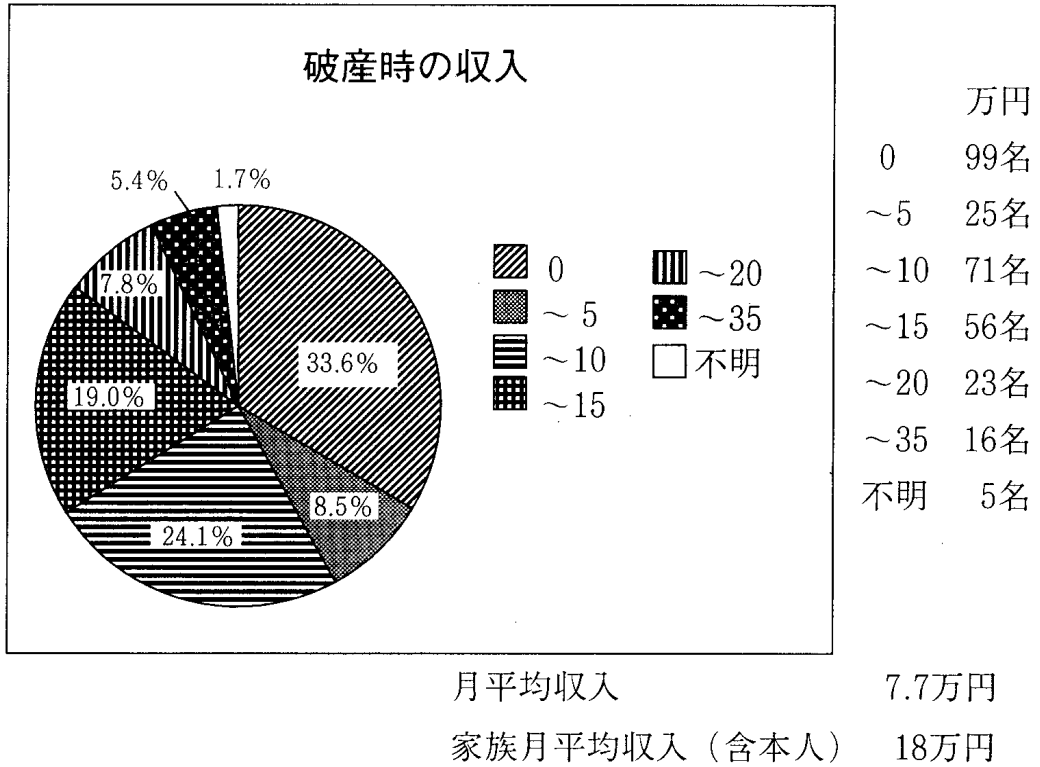


表 6 破産前後の職業

	破産前	破産時
会社員・店員	98 (33.4%)	63 (21.3%)
公務員	0	0
自営業	49 (16.7%)	16 (5.4%)
パート・バイト	26 (8.9%)	28 (9.5%)
作業員・運転手等	36 (12.3%)	27 (9.1%)
水商売勤務	20 (6.8%)	11 (3.7%)
無職・主婦	42 (14.3%)	131 (44.4%)
その他	24 (8.1%)	19 (6.4%)

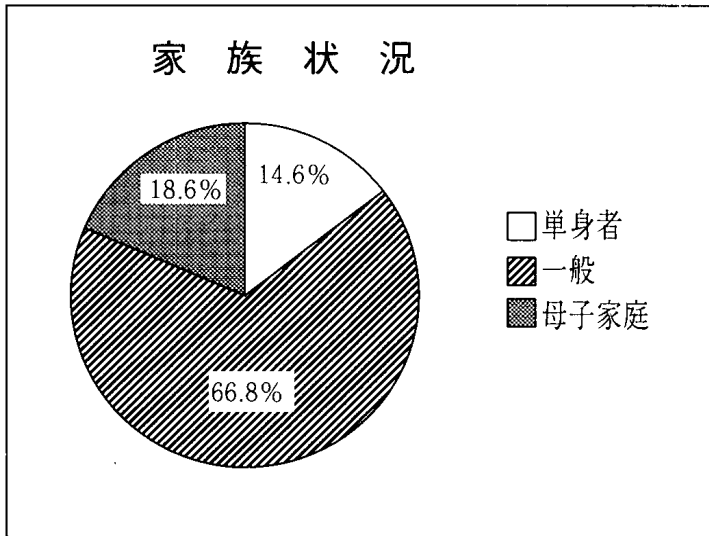
公的扶助

生活保護	17名 (5.7%)
児童扶養手当	30名 (10.1%)

病人所帯

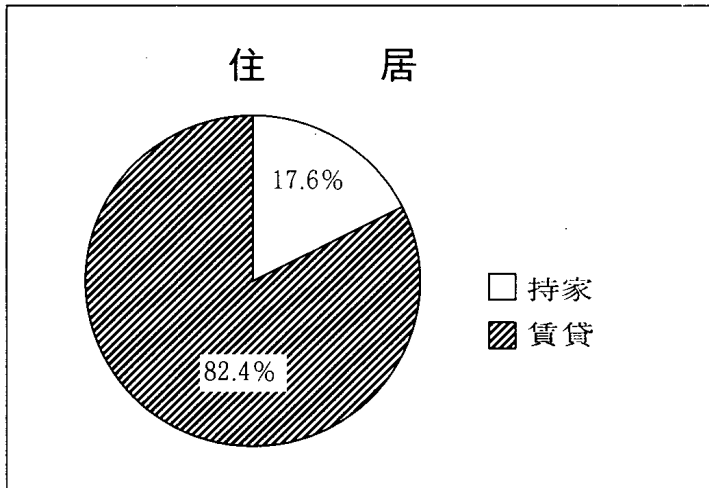
本人病気	87名 (29.5%)
家族病気	49名 (16.6%)

表 7



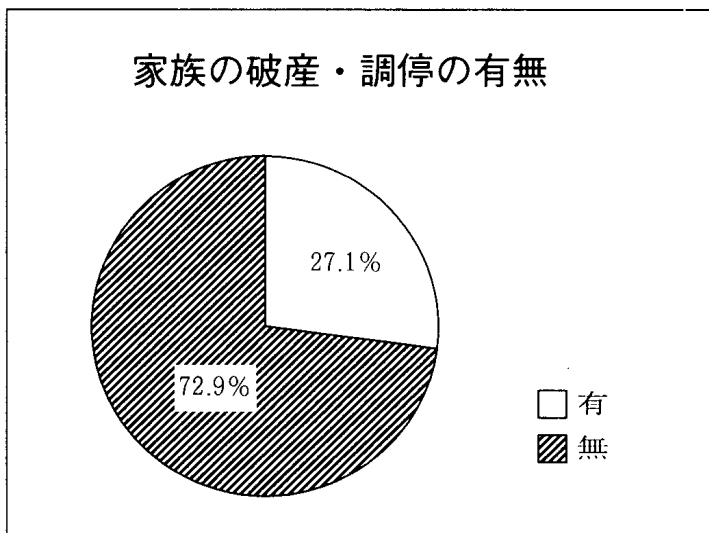
単身者 43名
 一般 197名
 母子家庭 55名

表 8



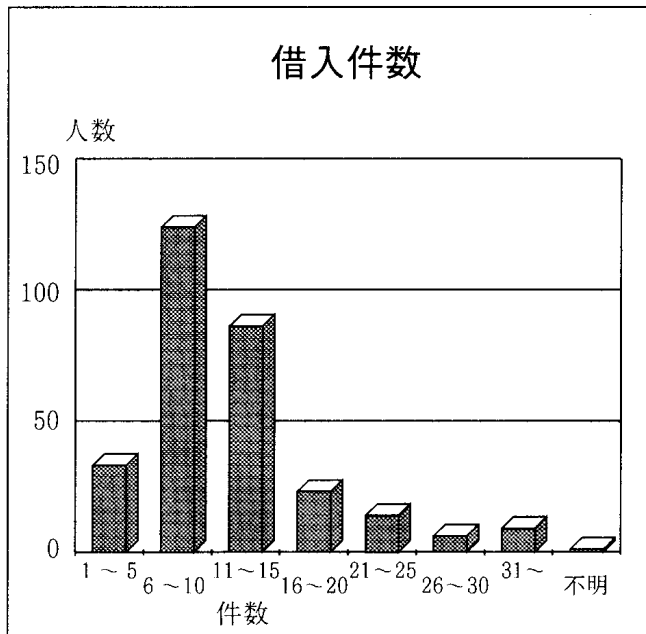
持家 52名
 賃貸 243名

表 9



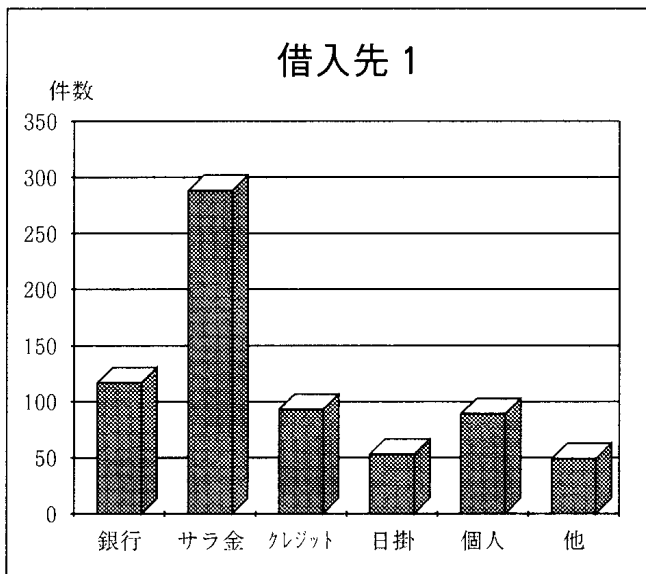
有 80名
 無 215名

表10



1~5	33	11.1%
6~10	124	41.9%
11~15	86	29.1%
16~20	23	7.8%
21~25	14	4.7%
26~30	6	2.0%
31~	9	3.0%
不明	1	0.3%
平均		11.5件

表11



銀行	117名	39.7%
サラ金	288名	97.6%
クレジット	93名	31.5%
日掛	53名	17.9%
個人	89名	30.1%
その他	49名	16.6%
	/295名	

借入先 2 [平均値]

銀行	2.2件
サラ金	7.2件
クレジット	2.4件
日掛	7.8件
個人	3.2件
他	2.4件

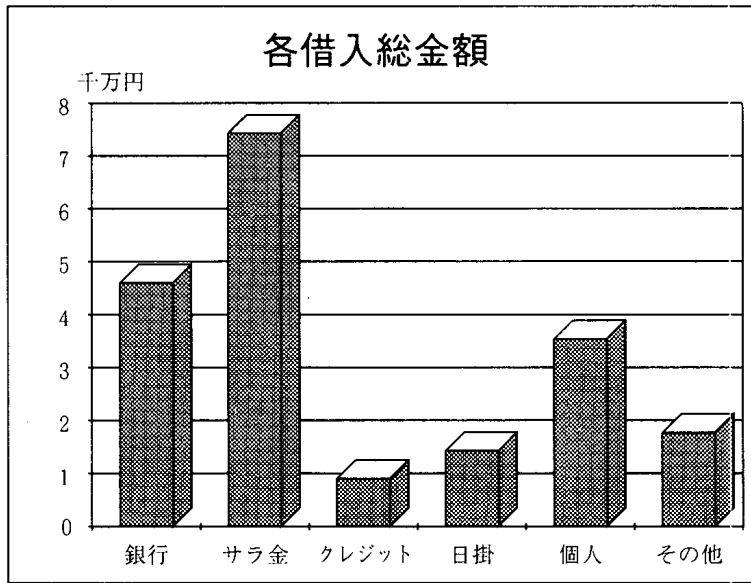
借入先各業者総数
借入人数

[平均値]

銀行	393万円
サラ金	258万円
クレジット	97万円
日掛	269万円
個人	398万円
他	360万円

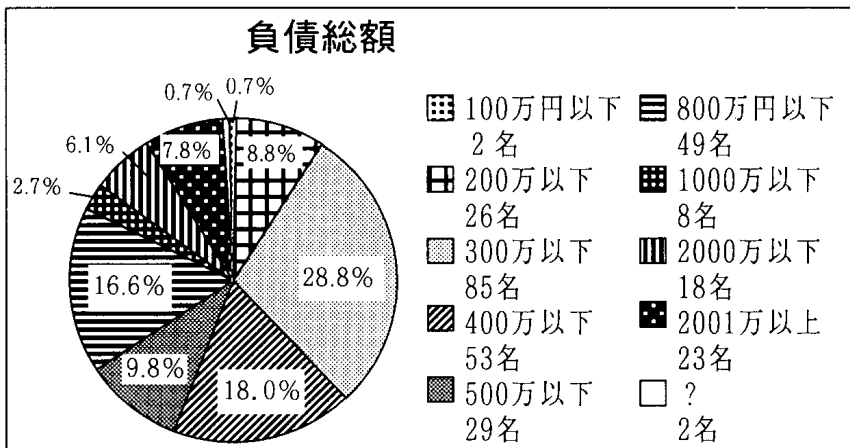
業者別借入総額
借入人数

表12



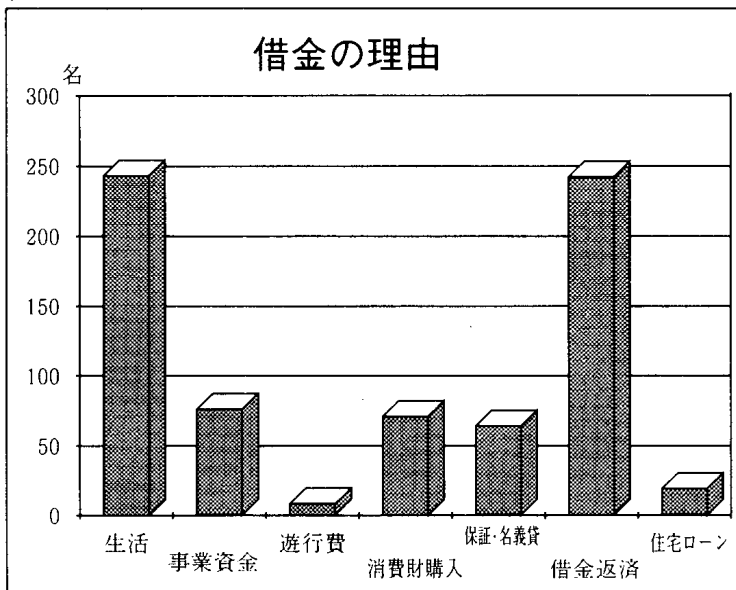
銀行	45967
サラ金	74240
クレジット	9013
日掛	14275
個人	35381
その他	17626

表13



平均
702.5万円

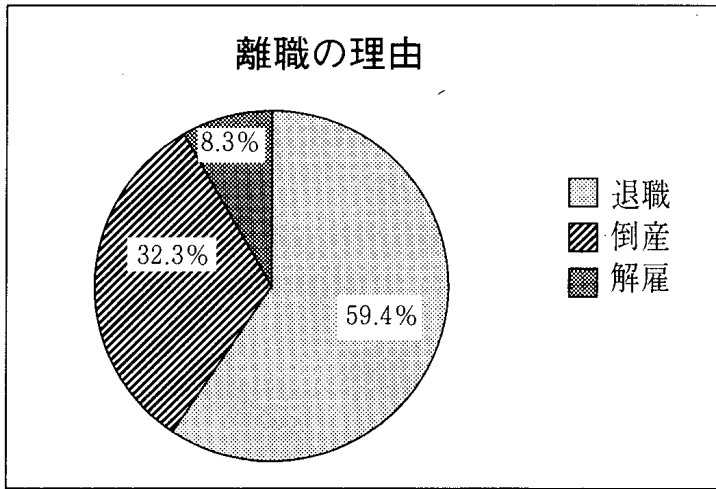
表14



生活	243 (82%)
事業資金	76 (26%)
遊行費	8 (2.7%)
消費財購入	71 (24%)
保証・名義貸	64 (22%)
借金返済	242 (82%)
住宅ローン	19 (6%)

複数回答

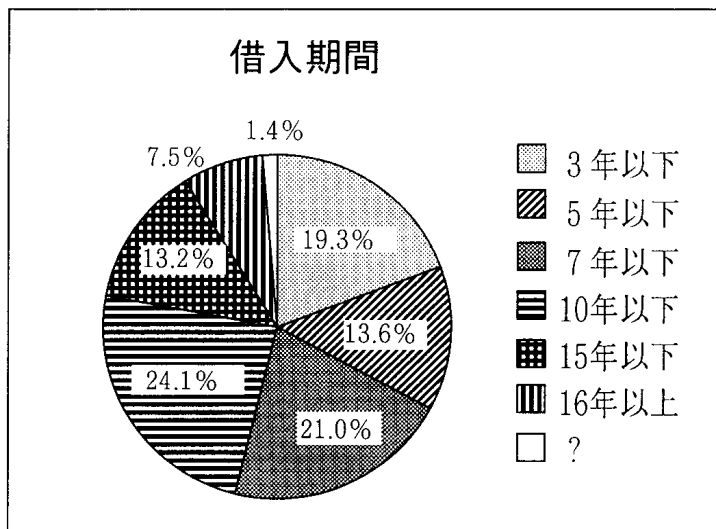
表15



離職理由

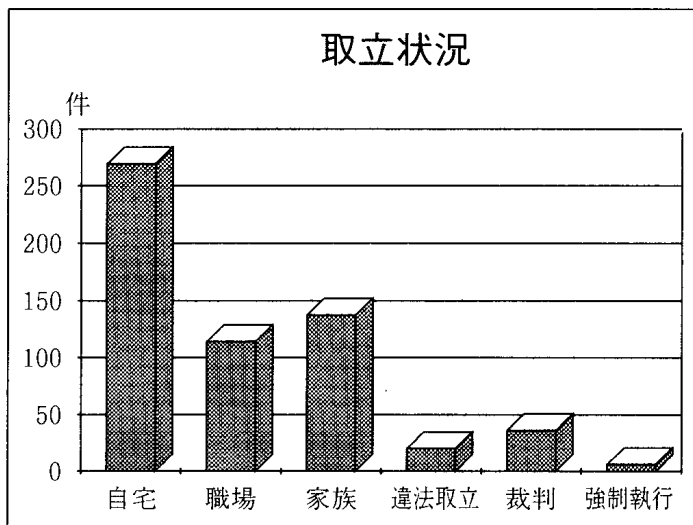
退職	79
倒産	43
解雇	11
名	

表16



3年以下	57名
5年以下	40名
7年以下	62名
10年以下	71名
15年以下	39名
16年以上	22名
?	4名

表17



自宅	269	91.2%
職場	114	38.6%
家族	137	46.4%
違法取立	20	6.8%
裁判	36	12.2%
強制執行	6	2.0%

複数回答

支払督促 訴訟 給与差押	タイハイ・ジャックス等 パブリック・ディーエムエル・プロミス・南日本信販等 オリエントコーポレーション等
--------------------	--

〔注〕 数回あがってきた業者のみ記載。
督促，訴訟等，名の知れた業者はほぼ含まれている。

表18

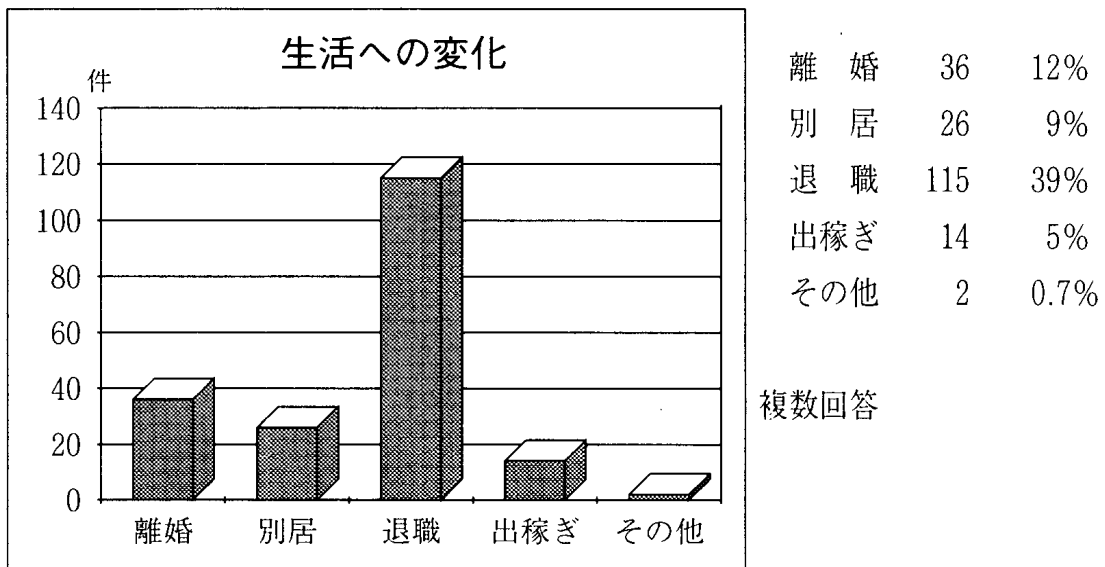


表19

